

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回定例会	6 月 13 日	開 会
	6 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 6 月 14 日（水曜日）

第 5 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成29年6月14日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	最知	明 広 君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	檀浦現利君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事（漁港・漁集事業担当）	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
總務課長補佐	大森隆市君
總務課主幹兼 財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	菅原義明君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

議事日程 第2号

平成29年6月14日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 一般質問
 - 第 4 発議第2号 町営住宅使用料等調査特別委員会設置にかかる決議について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日も、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、議員提出議案1件が提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番佐藤正明君。質問件名、1、市街地整備の進捗について。2、法定外公共物の管理形態について。以上、2件について……。

暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時07分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開をいたします。

日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番佐藤正明君。質問件名、1、市街地整備の進捗について。2、法定外公共物の管理形態について。以上、2件について一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。

2番佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、2番佐藤は登壇の上、一問一答方式での質問に臨みます。

通告の1件目、質問の相手は町長になります。質問事項、市街地整備の進捗について。

質問の要旨は、震災で甚大な被害を受けてから6年3カ月が過ぎ、計画の期間は復興期の最終年度と発展期は中年度であり、創造的復興を目指し、被災市街地の低地部は復興土地区画整理工事について、ほぼ完成の形状にあるが、計画のとおり進捗しているか。工事を担当している業者は最終引き渡し30年度を目標に日々努力して頑張っている状況が見受けられる。区画整理の計画や工事で問題を残さないよう完了することを願い、次の点を伺う。

1. 被災市街地の復興土地改良区画整理工事は計画のとおりか。2. 区画整理地において換地引き渡しは計画のとおり進むのか。3. 市街地整備計画から外れている土地の対策や指導についての考えを伺う。

以上、3点を登壇からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

佐藤正明議員の1件目のご質問、市街地整備の進捗についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問、被災市街地の復興土地区画整理工事についてであります。現在志津川地区で工事を進められている被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、ご案内のとおり平成25年9月に宮城県から事業認可を受け、独立行政法人都市再生機構に業務委託を行い、土地の造成や道路及び排水施設の整備を行う事業であり、平成30年度の完了を目指しております。

施工区域内においては、国が整備する国道45号、宮城県が整備する河川堤防及び防潮堤などが同時に施工されており、それぞれの工程におくれの影響が生じないように綿密な調整を図りながら進めているところでございます。

これまでも事業の特性上、たび重なる迂回路の設置など住民の方々にはご不便をおかけしながらも皆様からご理解とご協力をいただき、現状では既に新しい国道45号、国道398号、県道清水浜志津川港線が開通し、これに合わせて新しい町の顔となる観光交流拠点であります「さんさん商店街」もオープンしており、今後は民間施設の土地利用も見込まれ、事業とし

ておおむね順調に進捗していると認識をいたしております。

次に、2点目のご質問、区画整理地の換地引き渡しについてであります。現状を申し上げますと、全体の宅地面積約34ヘクタールのうちおよそ3割の10ヘクタールが引き渡しを終えております。宅地の引き渡しの時期については、町が地権者の皆様に発行する区画整理概要を通じてお伝えしているほか、状況に応じて直接ご説明をさせていただき、再建時期などを確認の上、可能な限りご意向に沿えるよう柔軟に対応しているところであります。

現在は平成30年度の事業完了に向けて今年度と来年度には全ての宅地を引き渡す予定としており、今後も地権者の皆様に丁寧な説明を行いつつ、鋭意早期の宅地引き渡しに努めていくこととしております。

次に、3点目のご質問、市街地整備計画から外れている土地の対策や指導についてであります。旧志津川市街地においては八幡川よりも東側で区画整理事業が行われ、西側では震災復興記念公園を整備することとしております。

しかしながら、西側地区において記念公園の縮小に相まって未整備区域が生じることとなったことから区画整理地区内の防集事業において買い取った町有地との土地交換を行うこととしております。これにより産業、なりわいについては区画整理地区内に集約化され、新しい町の活性化に寄与するものと思料いたしております。

なお、町有地が集約化された西側地区においては、市街化を図ることとはせず自然な土地利用を図るということにしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま町長より答弁をいただきました。きのう、同僚議員と若干かぶる形で進捗のことのお話になる形になりますが、ひとつお許しをいただきたいと思います。

きのうは、29年3月現在では3割程度で、あとは29年度中には8割程度完了になると、そういうお話をいただいておりますが、そして30年度は完全に完了すると。きょうもそういう形で町長のほうから答弁いただいたような形でございますけれども、現代的にはおくと、そしておとれないように進めると、進めていくと今の答弁でございました。現在おとれているのに、あと1年以内にその対応ができるのか。その辺の、何ていうんですか、それを示されることはできるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご承知だと思いますが、あそこの整備事業の中で一つの大きなネックになっておりますのが、やっぱり汐見橋です。汐見橋がかかるということによりまして45

号が完全に通行可能になるということが一番の大きないわゆる前に進める力、原動力になると思いますが、残念ながらいまだに汐見橋につきましては、まだかかっていないということですが、先日来ずっと国土交通省あるいはUR含めて今後のスケジュール等について、いろいろ詰めをしておりますが、再来年の3月までには、3月末までには汐見橋、45号が供用開始できるというふうな方向のお話をいただいておりますので、それができますとある意味少し弾みがつくのかなというふうな思いがあります。

なお、私の答弁で不足の部分につきましては、復興推進課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） おはようございます。

30年度までに全部工事が完了するののかといったご質問についてお答えをさせていただきます。確かに議員、当然志津川市街地、毎日私も目にされておるわけでございます。きのうご答弁申し上げた内容にちょっと加えまして申し上げます。

低地部の盛り土の状況でございます。盛り土につきましては、4月の末現在で計画に対して92.7%の盛り土が完了しております。30年度まで残る期間2年ないわけでございます、それまでに60ヘクタールきっちりと仕上げで工事が全部終わるかという部分の見通し、当然我々立てております。町長申しましたことに関連するんですが、橋梁周りの部分につきまして、正直申し上げまして30年度末までの完了というのはなかなか厳しいところがあると。

ただ、そうは言いながらも民間の宅地、現在3割引き渡しをさせていただいておりますけれども、現在仮換地の状態でございます、実際換地処分ということをいたさない限り、その土地がその使用収益を、今使っているですよと、使ってくださいねと言っている土地の権利がきっちり確定をしないと、それを30、例えば31とかまでに引きずることがあってはならないということで、現在我々町、UR、そして施工業者含めて当然30年度の見通しを考えたときに、民間の宅地につきましては、30年度末までに必ず換地処分までいくという計画で工事計画等今後詰めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 30年度末に向かって、ひとつ頑張ってくださいたいと。ただいまですと、国、県も絡んでいると、そういう形でございますけれども、とりあえず町でやれる分は早目にやっていただいて、フォローアップしながらネットワーク工程等つくって最遅、最早等ですか、その辺はどの程度になるのか、その辺しっかりお願いしたいと思います。

住民の方も待ち望んで早く商売をしたいとか、そういう方々もいらっしゃいますので、ひとつURさんあるいはCMJVに頑張ってもらいたいです。

ということで、工事が一番それを占める形でございますけれども、現在はURからCMJVに仕事が任されると、CMJVから今度工事を受けている下請の方ですか、そちらのほうが一生懸命仕事を頑張っている状況の中だと思います。その中でいろいろな面のトラブル等は発生しているかどうか、その辺調査しているかどうか、その辺について伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 今議員ご質問のとおり、本件区画整理事業につきましては、町がURに業務を委託して、URが飛島・大豊・三井共同建設コンサルの3者JVに工事を発注しているという形で進めております。CMJVの傘下に下請、まあ協力会社と申しますか、つり構造のように入って現在工事を進めているというものでございます。

この元請のCMJVと下請の関係につきまして、我々町として週1回ですね、町、URそしてCMJV3者で調整会議、工程会議を毎週開いております。意見交換、おくれてるとかかけががないとかという部分、問題がないとかを共有しようという会議を開いております、その中では特段現在下請さんと元請さんの間における問題については、報告は受けてはおりません。

参考までに、そういった話し合いの中で現在CMJVのもとで町内業者さんが何社程度、いわゆる下請として入っているのかという話も当然させていただいた中で、現在これまで平成25年度からやっている工事でございますが、11社ほど、これまで町内業者さんに協力をいただいで進めていると。当然会社間の契約の中で進めていることとございますので、問題があれば当然我々も知るところになります、そういった部分はないと。

ただ、人間関係とかそういった部分につきましては、さすがに我々なかなか承知できないところはございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 下請業者とはトラブルないと、そういう形で受けてよろしいですか。まあ私心配しているのは、今町の業者は11社だけだとお話をいただいておりますが、CMJVからの全体の下請を請けているのは78社ぐらいあるんですね。その中で一つも何もトラブルないとか、そういうことはないと思うんですが、うまくCMJVさん頑張ってる、下請を面倒見てると、そのように思います。

ただ、その中で工事発注されて二、三、何ていうんですか、休まされるだとか、そういう工

事のできない状態で空白の期間があったとかそういう形については、どのような形でCMJVさんが対応してるか、その辺おわかりでしたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 直接的なお答えになるかどうかちょっとわからないですけども、町内業者11社だとお話をさせていただきました。CMJVさん、CMJVが当然町内の地域経済のことも考慮した上で業者を選定すると、する考えであるということは報告は受けておまして、業者、協力会社の選定のプロセスについても意見交換をさせていただいてます。

まずもって工種にもよるんですが、町内業者でも実施可能な業務につきましては、まずもって町内の建設業者にお声をかけると、それでなかなか折り合わない場合は県内、その次に飛島さん、全国規模の会社でございますので、東京とか関東のほうまでということで、まずもって地域経済のそういった順位づけの中で配慮はさせていただいてるという話は聞いております。

あと、例えば空白期間の関係でございますが、申しわけございません。正直そこまで町として承知をしておりません。ただ、今いただきましたご質問につきましては、発注元であるURに確認をさせていただきたいと。そういった声があるけれども、どういった関係で空白期間があいてるんだと、そこに何らの問題がないのかということについては、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 空白の時間はちょっと調べてみなきゃわからないと、そのような形でございますけれども、契約の約款においては、その辺まで面倒見なきゃないと、そういうこともうたわれてありますので、特に今回の工事、URさんあるいはCMJVさんにおいては、随意契約ですんで向こうの言いなりの値段といえば失礼なんですけれども、設計価格でもってきてると、そういう中でございますので、各下請の方たちが拘束されたとか、あとは工事内容が変わったとか、そういうときに協議書まで恐らく出してると思うんです。それが本当に最終的にそれが変更に加えてもらえるのか、その辺のやつは町としても今後チェックしていく可能性があるんでないかなと。そういう形で、とりあえず下請の方たちも大分苦勞しておりますので、しっかり調査して聞き取り等していただきたいと、そういう形でお願いしておきます。

余り業者のこと言うと議長がにらんでましたので、あとの辺でそっちのほうはやめますけ

れども、とりあえず30年を目標にみんな頑張っておりますので、そういう問題を起こさずやっていただけよう望みます。

それで2番に入りますけれども、区画整理において換地引き渡しの計画は計画のとおり進むと、そういうお話をいただきました。それと同時にでき上がったところからそれなりに換地していただけたら、そういう対応をどんどんしていただきたいと思います。そこに予定している方は建築確認をとるためにも、あとは銀行さんとの契約においてもいろんな時期があるものですから、できた場所からいろいろ許可通知とかを出してるようですが、換地を受ける方たちに連絡等まめにやっていただきたい。その辺の対応を、ひとつ答弁いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議員の皆さん方のおかげさまをもちまして住宅再建が3月20日で全て終了ということになりました。その後といたしますか、並行して進めてきた部分もございしますが、これからは当然のごとく町の顔づくりといたしますか、にぎわいをどうつくっていくかということになりますと、今ご指摘の部分の場所の早い時期での引き渡しをして、そこに店をいろいろ建ってくるということがこれからの南三陸町の大きな課題になっているというふうに思いますので、今ご指摘のございましたように精いっぱい我々としてもこういった事業者の方々のご要望にお応えできるように換地を早目に、引き渡しを早目にやっていきたいというふうに思っております。

先ほども答弁しましたように、個別でいろいろご要望等がございますので、それはそれとして町として柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 個別的にも柔軟に対応していくと、そういう中のもう一つお願いなんです。換地を受けた方たちは自分の土地だけでほかに誰が来るのかと、その辺が全然わからない状態で計画に入ってくると。個人情報の上仕方ないのかなと思うんですが、商売をやる方たちにとっては、やはり隣とのつき合いも恐らくあるんでないかなと。例えば工事やるにしても、あとは設備やるにしても、その業者が脇に来て関係上があった場合には、そういうおつき合いもしなければならぬので、ある程度は提供していただけたらどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、この土地の換地処分がなされない限り、第三者の方がこの土地は誰の土地というのは結局法務局の登記簿見ればわかるんですけども、30年度にならない限りそれもわからない。今言った、今ご質問の件につきましては、町民の方からも同様の声が複数寄せられております。そうした中におきまして、町といたしましては、情報提供を今例えば隣の土地、私の隣誰なんだべねということとかの声、あるいは例えば企業さんが立地をしたときに、このエリアのこの街区のここはどなたのなんですかといった関係の問い合わせに答えてよろしいですかと。よろしい方は答えていいですよと、お伝えくださいということで一応意向調査をさせていただいております。それに第三者も含めて誰でもどうぞお知らせしていいですよという方につきましては、問い合わせがあった場合はお知らせをすると、これは個人情報保護法に抵触をしないと。ただ、中にはお知らせしないでくださいという方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、残念ながらお教えはできないということでございます。

それを復興推進課のほうで、実はことしの、今6月ですけども、8月を目途にきっちり台帳化をしようということで、そういった問い合わせ可能か不可能かも含めまして、可能であれば何の誰兵衛さんと、連絡先もいいですよとか面積もいいですよとか、そういった割と丁寧な形で意向をくみ上げまして可能な限りお知らせすると、させていただくという態勢をとろうというふうに考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） その比率は、どの程度なってますかね。教えていいとか悪いとか。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 実は今私申し上げました件につきましては、去年の、昨年ですか、昨年意向調査をさせていただいております。今年度しっかりと台帳つくって対応しようということございまして、去年の調査の結果でございますが、アンケートなので100%の回収ではないんですけども、7割方の回収でございますが、第三者に提供してもいいですよという人は68名、隣の方だけだったらいいですよという方が16名という形でございます。一応分母、何人に聞いたんですかという部分につきましては、何人からの回答かということ、何人に聞いたのかということであれば、地権者約150名の方に聞いております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 大分調査の結果知らせてもいいと、そういう方が多いようでございますので、その辺やはり長年家、そこに築いていく関係上隣と仲よくしなきゃいけないものですから、

その関係についてはいろいろお知らせをできるだけ、まあ言われればですけども、できるだけそういう形で対応していただきたいなど、そのように思います。

あとですね、個人的な形で、個人、そこに換地を受ける方なんですけれども、一応先ほども申し上げましたけれども、受ける側の方はその場所に地鎮祭とか、あとは地鎮祭終われば基礎工事をやっていくと、そういう形で建築に向かっていく形でございますけれども、受ける方は期間も、期間といいますか、その時期に嫌う関係上もありますので、そういう情報等も大分おくれてるというような話ですので、まめに対応していただきたいと。

というのは、今6月で3月までには、6月にはすっかり換地をできると、そういうお話をいただいて、実際確認したれば7月なんないと渡せられないと、そういうお話で大分ばたばたしてる方もいたった形ですけども、なぜそうなのかなということは7月に入りますと7月の中旬あたりからいろんな形で土用とか、あとは8月にはお盆の月だとかそういう関係上で、土用になると土をいじくってはうまくないですよというのは、やはり何らかの形でございますので、嫌う方がいますので、一応そうなる9月からしか施工ができなくなると。そうなった場合、予定していた方が大分おかれてしまうような形でございますので、まだ6月中旬でございますので、連絡、換地を受ける方たちにそれなりの連絡を密にとって情報を伝えてもらいたいなど、そのように思います。その辺対応を、お願いしてよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 地権者の皆様方には区画整理だよりという形で年2回、お引き渡しの時期についてたよりを、わかりやすいように、できる限りわかりやすいようにと思いまして図面をつけましてお送りをさせていただいております。その中には上半期、例えば平成29年の上半期にお引き渡しをします、下半期にということで大くりの引き渡しの時期ということでお知らせをさせていただいております。今議員ご質問のとおり、上半期っていつだって6カ月ございますので、その上半期のいつぐらいなのかという部分について、当然の問い合わせがあると。問い合わせの中で当然ご意向も示されるという中で、それが可能かどうかにつきまして、例えば宅盤は何かご意向に沿えるんですけども周辺の道路、道路はまだできてないと。道路ができてから引き渡しを考えて、それが例えば9月末だということと考えているとか、いや宅盤ができた段階で引き渡しをいただいて、例えばお店をオープンするときに道路ができてると、そういうイメージもいいから、例えば9月じゃなくて土用避けて6月中に引き渡しをと、できないかといったような協議、話し合い等も、当然のことながら町としてしっかりと対応させていただく用意はございますので、いただいたご質問、もっと

もそのとおりだと考えておりますので、地権者の方々にはそういった面も含めてしっかりと協議できるような我々も態勢づくりも今後もとっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番に入らせていただきます。市街地整備計画から外れている土地の対策や指導についての考えを伺うというようなことでご答弁をいただきました。私申すのは、区画整理以外ですんで、震災した場所で例えば区画整理から外れてる、この志津川地区でしたら大雄寺付近とか、あとは戸倉方面ですと西戸あたりは区画整理をやってますけれども、その付近の土地ですか、その辺の町としての考えですか、どのように考えてるか、その辺お願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 市街地だけではなくて移転元地全体というような観点でのご質問かと思ひます。この件につきましては、これまで議会でも何度となくやりとりをさせていただきましたが、現状でもやはり一定程度の移転元地の利用にとどまっています。それは復興庁とのさまざまな協議を経た上での事業ということになります。もとをたゞしますと町というところがありました。そこには事業所や商店もたくさん病院もあつたりスーパーもあつたりと、中には住宅に住んでいたと、人が暮らしていたところも一つの町だというふうに捉えますと、その部分は既に高台で山を削って必要な町をつくっているじゃないですかと、さらに下にまた町をどういふ理由でその面積をつくらなきゃいけないのかという部分が、これは当町だけではなくて15市町共通の問題になっております。これはそういう先ほど大雄寺かいわいとか西戸・在郷等々、そちらのほうの土地利用についての考えはというところで、もちろん使えるにこしたことはないんですけども、やはり財源がないとそこには権利の調整もできませんし、環境整備もできないというところで、現状まずこの答弁に申し上げましたようなところに優先して事業を落としていくということになっております。在郷のほうについては、現在土地利用については、確かな計画は持っていないというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 計画ない、非常に残念でございますけれども、私思ふんですが、農地についてはある程度耕作はできると、そしてもともと雑種地とかその辺については危険区域だから何も使用できないと。今現在工事の関係で残土とかその辺も置かつて、ある程度は活用

してるような形でございますけれども、それが終わった段階ではそこには何も、その土地は活用できなくなると、そのように思うんで、固定資産税関係も雑種地でそのまま税金がかけられるのかというようなことも発生してくるんじゃないかなと、その辺は少し、町長、いかがに考えるかお願いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 非常に難しい問題です。当然復興庁の財源がないと我々もなかなか手をつけることが不可能だという現実がございますんで、今固定資産税の考え方ということでございますが、これは担当の課長のほうから答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 固定資産税につきましては、評価基準に従って評価するというふうな形になってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 被災した町の雑種地においても評価等の形で対応していくと、そういう形になるんですか。今そのほかに大分ことしから固定資産税が上がった上がったって騒いでる方も結構いるもんですから、前年度の固定資産がどうなっているのか、そしてことしの固定資産税がどうなってるか、比較するものも持ってないでみな騒いでるような形でございますけれども、その辺の評価ですか、どういう形になってるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 個別のことについてはちょっとわからないんですけども、全体的に震災以降減価してる部分がございますして減免とか課税免除されていたんですけども、中にはそれが取り外された部分もございますので、上がってる分はあると思いますけれども、一旦減価していますので徐々には上がってくるというふうな形になると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは被災した場所なんかも、やはり被災してない場所と一定の評価でいくのか、その差は、差はつけるのかつけないのか一定なのか、その辺については伺っておきたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 被災してないところについては、普通の通常の状態だと思うんですけども、被災した部分については一旦減価しておりまして、あとそこにつきまして評

価をしておりますので、その評価に基づいて課税してるというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それわかるんですけども、被災した、今から課税なるというような形ですけども、被災してない場所と被災してる場所が今から課税なるんですけども、それは被災してないこととしてとて一定の課税っていいですか、対象になっていくのかなと、ちょっと確認しておきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基本的には評価の仕方は同じですけども、どういうふうにも、最初の評価をどういうふうに見るかによって違ってくると思います。評価の仕方については同じだと思います。ただ、減価、被災したところは減価してますんで、そこで差はついてると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 減価されてると、そういう形でいいんですか。ちょっと納得できないんですけども、減価が外されて、今からは固定資産は被災してない場所と同じような形で評価されると思うんですが、幾らかは……。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 基本的なところは今お話ししたとおりなんですけれども、ただその土地の利用状況によって若干高くなってる場所はあると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。後で詳しく説明を受けますんで、それでは一応税に入ってしまったものですから、ちょっと外れる面もございましたが、通告の2件目に入りたいと思います。

質問の相手は町長になります。質問事項につきましては、法定外公共物の管理形態について。質問の要旨は、国有財産とされている通常は赤道・青線と言っている法定外公共物の管理形態はどのようになっているか。また、町管理の町道や河川の管理関係について、次のことを伺う。

法定外公共物の維持管理は誰が行うのか。町道や河川で年間の維持管理と長期の管理計画を伺う。以上、2点を伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、法定外公共物の管理形態ということについ

てお答えをさせていただきたいと思いますが、1点目のご質問、法定外公共物の維持管理という点についてであります。法定外公共物は今議員ご承知のとおりのお話でございます。道路法や河川法等の法令の適用がない公共物をいいます。里道や水路、普通河川等がこれに該当します。これらの土地につきましては、平成12年の地方分権一括法に基づき、平成13年度以降順次町に譲与されたところでありまして、

しかしながら、里道や水路については、町内に至るところに存在しており、人的資源、財源を考慮しますと、その全てを町が対応することには限界があることから、通常時の簡易な維持管理については、隣接関係者の方々のご協力をいただきながら実施していく必要があるものと考えております。

つぎに、2点目のご質問、町道や河川の維持管理と長期の管理計画についてお答えをいたします。町道全般の管理につきましては、町内を4つのブロックに分割いたしまして年間を通じて維持修繕を行うべく建設業者に業務を委託しており、簡易な修繕、維持修繕、除草等につきましては、直営にて実施をしております。町管理の河川につきましては、随時パトロールを行い、異常の有無を確認するとともに住民の方々からの情報をもとに修繕等を行っているところであります。

また、長期的な管理計画といたしましては、道路橋につきましては、平成26年度より5年ごとに町内の橋梁を対象に点検を実施し、各道路橋のカルテを作成した上で橋梁長寿命化修繕計画を作成するなど計画的に長寿命化を図っているところであります。

道路河川等の維持管理については、限られた財源の中で効率的かつ効果的な実施が求められており、このためには各施設の管理計画を作成し、選択と集中の考えのもとに計画的に実施をしていく必要があると考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま答弁をいただきました。法定外公共物維持管理は誰が行うのかというようなことなんです。通常先ほど申したとおり赤道あと作場道路、その辺になります。町長は隣接している方に対応していただくと、そういう形をおっしゃいました。町でも維持管理が大変だと、そういう形のございますけれども、隣接の方々も今は大分年老いている方も多くなったんで、その維持管理も大変になってきていると、そのような形が見受けられます。そこで、これまだまだ国管理国のものになっているかと思うんですが、その辺町で払い下げをすとか、そういう考えはございませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、町のほうにずっと譲与されてきました。非常に数限りないんですよ。それを町で全て管理をするということについては、これ非常に不可能だと私思っております。したがって、制度的にも多面的機能支払交付金という制度がございまして、これはご本人がやってもいいですし、あるいは業者の方に委託して、その方にお支払いをするということも、これ可能でございますので、そういった制度を活用していただきながら、この管理といいますか維持というか、それを進めていただければというふうに思います。

なお、ご質問の趣旨につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いわゆる里道水路につきましては、先ほど町長が申したとおり、平成12年度に地方分権一括法がございまして、平成13年度からそれぞれ町が譲与の申請を国に行っております。一定の制限はございますが、ほとんどのものが現在は町の所有になっているという状況でございます。

それで払い下げというのは、それを個人の方というご質問なのか、それとも国からなのか、国については既に制度的な部分の譲与は受けてございます。ですから、もし個人の方に払い下げということであれば、一定の条件さえクリアしていれば町のほうでも個人の方に払い下げすることは可能という状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま町長の答弁ですと多面的機能とかっていうことは今それぞれの地区でやっている形でございますけれども、その地域外のところをやはり大分お年寄りの方がいるもんですから、自分ではもう到底対応ができないと、そういう話をしております。そういう場所においては、多面的機能は対応していいですか、その地域の方たちがいろいろ話し合っただけでやればいんですけれども、なかなかその辺がまとまらなないと、そういう場所があるもんですから、今管理態勢はどうなるのかなと、そういうお話をした形でございます。

それと、あと払い下げについては、前に課長ともいろいろお話したんですけれども、国からはもう既に町で払い下げっていいですか、譲渡を受けてると、個人の方もいる方がそうお話を払い下げになんないのかなというようなことを言ってるんですが、いや実際登記とかなんとかすると買うよりそっちのほうが高くなるんでちょっと難しいんだと、そういうことをお話ししました。その辺ですね、町が今持っているんでしたら、その辺うまくやれるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 払い下げにつきましては、新しい道路ができて存続する意味合いがもう既がないという、簡単にいうとそういうところが払い下げの対象というふうになります。国からは譲渡は受けておりますけれども、実は登記をしなくてもいいという制度でやられてございますので、公図を見ますとまだ地番が入っていないものが、それがほとんどでございます。しかも長狭物ということで非常に延長があるということでございますので、実際払い下げを受けて完全に所有権も個人の方に設定をするということになりますと、どうしても表示の登記という手続が必要になってございます。隣接の方の立ち会いを求めてそれぞれ境界を決めていく作業になるかと思えます。土地の値段はさほどではないんですが、やはり登記の部分、測量、特に測量の部分ですね、これについては、どうしても申請者の負担とせざるを得ないという状況でございます。

町でやったらいんじゃないかなというご意見もあるのは重々承知はしておりますが、ただ年間どのくらいのもものが申請されるかわからないものを、あらかじめ町として予算を取っておいて準備をしていくというのは、なかなかそれは難しいんだろうというふうに考えてございます。これまでも一つの払い下げルールとして、その辺の諸経費については、個人の方が負担をすることを前提にこれまでも契約をさせていただいておりますので、今後ともそういうことにせざるを得ないというように考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の一般質問を続行いたします。佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 維持管理が大変だということはわかりました。ただ、一応ですね、それ先ほど言ったんですけれども、それ以外山手とかその辺のやつの管理はやはり多面的な形に加わってない場所、その辺については今後考えていただきたいなど、そのように思います。

それと、同じ赤道、赤線上に地域によっては上水道の本管等が埋設されてると、そういう場所もございます。その場所については、その地域の方たちはやはり毎回除草作業、そのような管理もしてるんで、その辺の地域の方たちにも、何ていうんですか、油代とかそういう形

ぐらいの対応はできないのかなと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多面的な機能、私も職でないので詳細はちょっとわかりかねますけれども、18組合があるということなので、その辺の組織の見直しなり管理する地域の拡大といますか、見直しも、もし可能であればできないのかなと、検討していただければなと思っています。

それから、上水道の管の部分でございますが、一般的に上水道については管はなるべく公有地といますか、管理上の問題もあるので管のほう、公有地に設置してる場所だと思います。建設課として立場から申し上げますと、基本的には通行の確保と河川断面の確保というのが一番の目的でございますので、上水道があるから特別な手当てを課として、町として必要かという、なかなかそこは疑問がちょっとございます。当然通常水道管は入ってますけれども通路としても使用なさってるということであれば、大変申しわけありませんが、地域の方々のご協力も当然いただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今までも毎年のように地域の方たちはそうやって協力はしてるんですけども、地域の方たちも大分音を上げてる面もございますので、何ですか、その辺もある程度先ほど言いました多面的な面もあるんですよというようなことを活用させるように働きかける関係なんかもあるんですが、そういう動きはしてもらえるかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 具体的にどっかに相談いただければ、そういった組織結成も含めて指導も当たりたいと思います。ただ、具体的に話が来ないとなかなかこちらとしてどこそれというわけにはなかなかいきませんので、あくまでも集落活動の組織ということで指導については、していきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 本管ですので、やはり水道管も絡みますんで、多面的機能については、県からの補助なものですから、一応町のほうで多くそういう地域を加えていただくように説明とかなんとかふやして地域を、赤道とか青線を守る、そういう目的も一つでないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方とすれば、町とそれから受益者の方々といいですか、地元の方がなると思いますが、そういった方々、お互いに連携をしながらということになるのかと思います。基本的に、これはおたくのほう、これはうちのほうということではなくて、お互いにいい環境を保持をするということについては町も、あるいは地元の人ということではなくて一緒になって取り組んでいく、それが必要なんだろうというふうに思いますし、それからもっと言えば、やっぱり自分たちが生活をする上において、今水道のお話もなりましたが、基本的に自分たちもある意味受益という観点があります。ただ、水道料金をお支払いしてるという観点もあると思いますが、いずれそういった自分たちの生活の利便性を図るという意味を考えれば地域の方々にも積極的に、その辺の活動については、展開をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうですね、地域の方も恩恵を受けておりますんで、その辺のやつ、再度地域に戻って、あと町との対応関係も密に行うように、やるようにお話をしてみたいと思います。

ただ、そのとき、町のほうでもいい対応をしていただけることにしていただけないかなと、そのように思います。

まず、その他の赤道、赤線、青線ですか、そちらのほうについては、それに面してる地域の方たちは一生懸命、年に2回から3回、そうやって除草作業をやっております。ただ、道路については、赤道についてはいいんですが、青線ですか、そちらのほう、大分このごろは危険を伴うような形で作業をやってるような形でございます。

それはなぜかといいますと、河川に、河川がもうVの字型になってると。掘られて、そこだけが、何ていうんですか、水が流れてどんどんどんV字型になってるような河川が多くなってきてると。そういうところを除草するには本当に危険を伴う形でございます。そういう場所については、一部の場所においては河床整理、その他進めてるようですが、そのほかの計画等については、どのように考えてるか、伺っておきたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員おっしゃるのは普通河川ということで町が一定の河川と認めてるといいですか、指定というわけではないんですけれども、そういう区分をしてございます。そこについては、土砂が堆積した場合は順次ですけれどもしゅんせつを行っている。これについても、やはり一定のやっぱり財源的なもの、それから制度的なものがございまして、

全ての河川に、河川または水路について、同じような取り扱いができるかというとなかなかそこは難しいところがございます。

今やっておりますのが、いわゆる河川と思われる部分、それとあと水路、いわゆる農地の排水路であったり用水路であったりするものがございますが、ここの区分けがどうなってるかがちょっとわからない部分がありますので、なかなかお答えにくいんですが、基本的に普通河川については、維持管理が中心でございまして、大きな改修工事等は行っていないというのが町の現状でございます。

それから、その他水路につきましては、基本的には農業施設ということで、これまで農業関係の補助事業等で多分整備をしているんだろうと思うんですが、それ以外ということになりますとなかなかその対応が難しいといえますか、やる手段が今こちらとはして持ち合わせていないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 普通河川以外のことは先ほどではわかったんですが、今普通河川のほうにちょっと移ってしまったもんですから、その関係でお話しております。本当に何ていうんですか、一部やってもらってる場所はいんですけれども、そのほかは今後どう続けていくかということを質問した形でございますので、その継続といえますか、どのように考えていくか、それを伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。河川、普通河川については、これまでも住民の皆様からいろいろなご要望、それから議員の皆さんからもいろいろご指導いただいて対応しております。

ただ、どうしても単独事業ということでありまして、一度にできてないということでもあります。当然今もストックといえますか、積み残しがあるということで進んでおりますので、いずれ一定の期間を設けながら順次やっていくようになるかと思っております。

その計画年度はどのくらいやと言われても、なかなか賦存量といえますか、全体の数量がつかめない状況の中でなかなか申し上げにくいんですが、いずれご要望いただいて危険な部分があればそれぞれ時間をかけても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。順次お願い、順次やっていただくと、そういう形で、場所等もそれなりに確認してもらいたいなど、そのように思います。

それと同時に、河川が洗掘された場所においては、ブロックの基礎が見えたり、そういうことが発生しております。基礎が見えてしまうと、あと洗掘、露出されて背後地が陥没の可能性も出てくると。そういう場所においては、住民の方々からはいろいろと恐らくお願いが上がってると思うんですが、それについての対応は今後どのように考えていくか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、普通河川の町管理部分は55河川ございます。距離として61キロメートルということになりますので、大変な長さになります。したがって、今ご指摘の部分については、緊急性等含めて、危険度も含めて検討しながら進めるということが一義的かなというふうに思います。

なお、私の答弁で不足部分については、建設課長から答弁させたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的な考えは町長申し上げたとおりでございます。これから必要となるものが、道路台帳は図面等があってどこにどういう構造物があるというのはわかっております。多分今河川について足りないとすれば河川台帳がないというのが一番でございます。今、議員ご指摘の、もしそういうものがあってもこちらで把握してない部分も多々ございますので、今後もしやるべきこととすれば、まずもって現状把握、河川台帳というのがいいですが、そういうものをつくって、少なくともブロック積みがこの河川のこの位置にあると、それでいつころつくったやつだというデータの整理が必要だと。それから、実際に補修計画といいますか、町長が申したとおり、その優先順位をつけてそれぞれやっていくということが必要なんだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 順次対応をお願いしたい、順次対応、計画を立てて継続してもらいたいと。

そのほかですね、長期の管理計画というようなことで5年ごとにカルテを、4つのブロックについて、一応対応していくと、そういうご答弁をいただきました。その中で、ちょうど今回台帳ですか、製作され、そして500路線ぐらいあるようでございますね。そして延長については256キロぐらい、そういう形で町が今後管理していかなきゃないと。そういう中で前にいろいろ検討していいですか、議論したんですが、町用地の分の管理ですか、それは計画を立てて順次計画に沿って対応していくと、維持管理を対応していくと、そういう答弁をいただ

いた記憶がございます。その計画について、現在どのように進んでるか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在町道台帳の整備をさせていただいております、議員おっしゃるとおりこれから管理すべき町道の延長、路線数と延長がほぼ確定をしたという状況でございます。それでこれの維持管理計画でございますけれども、一番整備要望といいますか、補修要望が多いのは路面の補修といいますか、それが多分一番多いご要望になってございます。アスファルト舗装、一度施工したからといって未来永劫そのまま使えるわけではなくて、ご存じだと思いますけれども減価償却からの考え方という耐用年数10年と言われてございます。単純に250キロを割り込めば年間25キロの舗装の打ちかえしなければならないという状況でございますので、これは当然できるような数字じゃないというふうに私も理解をしております。当然舗装の損耗といいますか、損傷につきましては、交通量等々さまざまな要因が絡みますので、まずもってその辺を調査をしながら道路の性格に応じた打ちかえなり補修計画といいますか、それぞれつくっていくようになるかと思っております。

利用者から見れば全ての道路が一番大事なもんだと思いますが、ただ多々そういう事情もございまして、幹線道路は何年に一回とか、それから本当の小さい生活道路はそれより少し頻度を落とすとか、そういう作業をこれからやっていきたいというふうに考えてございます。

ただ、いずれにしても延長が長いということで、そういう計画立てても、当然現状見ながらローリングしながら多分対応するようになるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 財政難で路面だけの補修も大変かと思うんですが、路面のほかに支障木ですか、そちらのほう、大分木が大きくなって台風とかその辺来ると倒れる場所も結構見受けられます。そういう場所の管理、あるいはそういう場所を把握してるか。前に二、三お話ししたんですけれども、その後の経過等は怎么样了のか、それも伺っておきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 250キロ全てを把握してるかと言われれば把握はして、まあできないといったほうが適切かと思っております。本来であれば、毎日のように専門の職員がいてパトロールをして、議員おっしゃるような調査をして把握をすればよろしいんですが、なかなかそこは至っていないということで、正直に申せば現在は皆様からの情報いただきながら、その都度現場を見て町が伐採すべきものなのか、個人が伐採をすべきものなのかを、それぞれ判

断をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 町が、町の用地ですんで町が伐採しなきゃないというようなことで四、五回ですか、私もお話ししてるんですけども、そちらのほうはどのように受けとめているか、ちょっと聞いておきたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申しわけございませんが、具体の場所がちょっと私今思いつかないので難しいんですが、いずれ危険だとなれば町の、まあ町といっても道路の管理区域内であればです。当課でできますのは、あくまでも道路の、道路区域内にあるものについては建設課の判断で伐採はできますが、それ以外のものについてはそれぞれ担当がございますので、そちらの許可といいますか許しが必要だという状況でございますので、そこはご理解いただければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） なぜそうお話しするっていいですか、町の分を最初にその地域に、のり面については、こうやって管理していかなきゃないんだと、そういうのを見せつければ隣接の方もそれに応じていろいろ対応するんでないかなと、そう思ったもんですから、前にも町有地の分の伐採を早くやってもらえないかなと、そういうことを述べた形でございます。その辺、後にでいいですから、課長、私と一緒に現場のほう確認等お願いしたいと思います。

一応は支障木の関係はそういう形でございますんで、ご検討をしていただきたいと、そのように思います。

さて、最後になりますけれども、道路計画案では、町のほうの計画案では9件と、あと改良計画案では17件と上がっておりますが、町の負担も大分厳しい中でございますけれども、交流人口の拡大とかインバウンド交流だとかって大型バスが頻繁に地域に入っております。特に入谷の公民館、いりやど付近にはそれぞれの集団っていいですか、地域に交流のために入っております。それであそこの鏡石橋ですか、前に請願等も上がってるような形ですが、そちらのほうの動きはどのようになっているか、状況を教えてください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 改良のご要望はいただいております。いつもこういう話をするとお金のお話で大変恐縮ですけども、基本的にその財源をどうするかという問題がどうしても一番最初に来てございます。それと、なぜそういうことを申しますかという、橋は単純に

つくり直せばいいという問題ではなくて、橋に手をつけることによって国道まで手をつけなきゃならない状況がございますので、なかなかそこはしっかりとした財源が見つかるまでは改良工事に着手というのはなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、佐藤議員がお話したようにインバウンド等含め、あるいはちょうどあの地域にはいりやどという宿舎が出ておりますので、本当にたくさんの方々がああのおいでのなってる現実私も見て知ってございます。したがって、今まで想定もできない場所にバスが入っていくということが、これからはいろいろ散見されるんだろうというふうに思いますが、可能な限りの我々としての対応はさせていただきます。

今、鏡石橋のお話しになりましたけれども、あその場所も基本的には地域の請願というよりも、あの宿ができる前にあそこにJAの施設ができてトラックが入っていけないということのそういう要望いただきまして、あの場所を広くしてバスが旋回できるような広さまでしました。ですから、そういった可能、町として可能な部分については、やってまいりたいと考えておりますが、なかなか大きな財源がかかる部分につきましては、なかなかすぐ手をつけるというわけにはいかないという現実もございますので、そこはひとつ地域の皆さんといろいろお話し合いをしながらということにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 理解はしたいんですけども、地域の方たちも早く改良してもらいたいなど、そういう意見が往々にございますので、町独自の財源では当然無理だというのはわかってますんで、国と、あつ国でない県道絡みでございまして、県との協議も進めていただきたいと。

それと、あと橋梁の点検等もあそこはやってるかと思うんですけども、まだまだ橋梁的には対応できるんですか。大丈夫ですか。対応できないということではいかがなもんですかね。それは冗談ですけども、とりあえずひとつ地域のために、あの橋の改良ですか、早目の検討していただくこと、県と十分協議をしてもらいたいなど、そのように思いまして最後の質問いたします。最後に町長、何かございましたらお願いしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） とりわけございませんが、基本的に今お話を先ほど私させていただきましたけれども、いろんなものが、要素が絡んでないと、なかなか条件が満たされないと簡単

にこの場所で私がいやりますというわけにはなかなかいかない問題でございますので、ここはひとつ周辺整備等含めてやれることは我々もやりますが、いずれそういった橋をかけかえるというのは、多分ご承知のとおり大変な財源必要になってきますので、そこはひとつ国、県含めてどのような財源補助があるのかということも見据えながら取り組まざるを得ないということだけは、これはある意味ご理解をいただくしかないなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

通告4番菅原辰雄君。質問件名、1、地方創生への取り組みについて。2、被災した農地の現状と課題は。3、まちづくりについて。以上、3件について一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。11番菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に地方創生への取り組みについて伺います。

東日本大震災発災から7年目に入り、災害公営住宅の整備も完了し、入居も順調に進んでいる状況でございますが、事務手続などのミスから家賃徴収漏れなどの問題も発生しております。ハード面の整備は予定どおりという認識しております。既に本設のさんさん商店街ハマーレ歌津などもオープン、期待の三陸自動車道も志津川インターに続き志津川海岸インターまで開通しており、南三陸海岸インターまで開通しており、それらの効果もあつてか、いずれもにぎわいを見せている現状であります。これは大変喜ばしい限りでございます。旧市街地の土盛り工事等も最終局面を迎えており、一日も早い国道45号、国道398号の本設での開通が待たれるところでもございます。

また、町民皆さん待望のスーパーマーケットも7月オープンを目指して工事が進められており、間もなく住むところがある、食を含めた生活用品もこれまで以上に簡単に調達できる環境が整うわけでありまして。これにより南三陸町としても震災前の環境により一歩近づくわけですが、まだまだこれから越えなければいけないハードルがあります。

このように震災からの復興と震災前から抱えていた課題、特に少子高齢化、結婚問題、働く場所、公共交通など、いわゆる地方共通の課題を抱えていたことは皆さん篤にご承知のとおりでございます。

そこで、まず地方創生への取り組みについて伺います。第2次安倍政権で掲げた「東京一極集中」を是正、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力の方針のもと、役場内に組

織を立ち上げ、取り組んできました。5カ年計画の3年目に当たり、改めて次の点を伺うものであります。

1. これまでの地方創生への考えと取り組みについて。2. 施業・事業への評価と課題と対応についてを伺うものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生の関係でございますので、前に1番議員にもお話ししましたように檀浦調整監に対してのご質問だというふうに認識をしながら答弁をさせていただきたいと思っております。

当町のご承知のように総合戦略につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法に基づきまして少子高齢化、人口減少への対応と活力ある持続可能な地域の実現に寄与することを目的に産・官・学・金・労・言等の委員で構成される総合戦略推進会議におきまして戦略の方向性や具体案の検討、審議を行うなど、官民連携による計画づくりや推進体制を構築いたしまして当町のまち・ひと・しごと創生の実現を目指し、平成31年度までの5カ年計画として平成27年度に策定をしたものであります。

総合戦略では、基本目標を達成するための施策と具体的な事業とのK P I（重要業績評価指標）を設定した上で官・民・地域が連携して地方創生を目指しており、毎年度実績評価として総合戦略推進会議においてK P Iに基づき進捗状況を審議し、今後のあり方について検討しているところであります。

一方で平成27年度に策定した計画であることから、走りながらの制度設計や方策検討を行い、事業展開する事業もありまして一概に単年度で目標達成できるものではありませんが、個別事業ごとの連携を密にしながら取り組みを実施しております。しかし、個別事業によっては実施まで至っていないものもあることから、早々に事業着手できるよう制度設計を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は計画の中間年度に当たります。見直しを行う時期であります。これまでの実績評価を十分に行った上で、さらによい計画となるように総合戦略推進会議を中心に議論をしてみたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長にいろいろ経緯等お話いただきました。私2点に絞ってましたけれども、今のあれだとやっぱり2点目の施策事業の評価と課題ということは単年度にできないということで、今それはできないというまとめでの答弁だと私は今解釈をしております。

官民連携推進室のほう立ち上げてまいりました。それで南三陸町の総合戦略会議、これなどもやっっているいろいろな官民連携で会議等も行っただけです。私も27年の11月の定例会の折にもお話ししたけれども、私もそれを1回のみ傍聴をさせていただきました。そのときもいろいろ感じたことはありました。それは副町長にも、あとは推進室の職員の方にも私の思いをぶつけた記憶はあります。そういうこともありましていろいろ取り組んできたことはわかります。大きくいうと町長、官民連携といいますけれども、あとは地方創生絡みで私は子育て支援とかさまざまな分野で取り組んでいるものと思いますけれども、その辺は間違いございませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように総合戦略におきましては、基本目標3つというふうに掲げさせていただいております。それに伴って町のそれぞれの事業を展開をしてるということでございますので、細部につきましては檀浦調整監のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） ご指摘のとおり、議員ご指摘のとおり、当然人口減少への対応ということでの総合戦略になりますので、子育て支援、こちらについても目標を掲げて、それに伴う事業をこれまで展開してきております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 子育て支援とかいろんなことであります。地方創生絡みでは27年、28年になってからですか、プレミアム商品券もその一環だと認識しております。それはそれとして町でそれなりの経済効果も出てきたと思います。

あとは今、ちょっと今、前のあれと違うんですね、檀浦調整監はね。前は推進室長で、今なんかちょっとその辺がいまいっちゃちょっとなじみがないんで、それと同時に私ちょっと疑問に思うのは、この地方創生とは、私の解釈でしたけれども、これまで町、地方がいろいろ課題として掲げていたことを、今回のあれで解決を目指すんだ、そういうふうな思いでございました。ところが石破、当時の大臣はなんか、みんなそう思っているけど違うんだよと。東京一極集中を是正してって、結果的になれば一緒なのかなと思いましたが。その中で今の山本大臣は地方の所得を上げることだと、ゴールは一緒なんだけど表現とかさまざまあるんで、この辺はやっぱり大臣もそれぞれの人間ですからいろんな思いがあるんだなと、そんなふうに思ってます。ということは、町民も我々もいろんな目的は一緒でもいろんな方向性はあるのかなと、そういうふうな思いをしてございました。

そのような中でいろいろ先ほどいいました官民連携会議の中でもいろいろな子育て支援ではクーポン券がいいんじゃないかとかさまざまな議論がありましてこのクーポン券に落ちついたと。さらには町全体として第1子の方にはお祝い金、第2子・第3子、あるいは保育所の料金の引き下げというか助成というか、そういうことで対応してきました。でも、これは私を初め同僚議員もいろいろな意味でそういう方策は提示したことがありました。結果的に中身は一緒なんです。これは今回の官民連携室がなくても町長が判断すればできたものを今やっていると、そういうふうな感じがしております。こういって町長が一番は財源だよということになると思うんですが、でも前から言ってますように町独自の政策、施策は、よそでやるおんなじことをやっては目玉にならない、特色にならない、そういうふうな話をしてみましたけれども、今その辺がちょっと残念だと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと残念だという意味はちょっとなかなか私も意味不明でご答弁、どう答弁すればいいかわかりませんが、基本的に今菅原議員がお話してるのは、町として一方的にある意味子育て支援という形の中での話をしてございますが、大事なのは地域で、地域の皆さんで子育てをする環境を育てることが非常に大事です。今、町として取り組んできたのはいわゆるそれぞれのご家庭、お勤めになってる地元の企業の皆さん方が、果たして子供を育てる環境と申しますか、勤める環境にご協力をいただけるのかということが非常に大事です。いわゆる子供の学校での行事があったときに気持ちよく従業員を送り出してやる環境とか、あるいは子供をちゃんと生むときにいいよというふうな環境をちゃんと地元企業がしっかりと対応してもらえるかということが非常に大事であります。

ですから、子育てというのは、ある意味町が一方的に支える、提供するものじゃなくて地域全体でこれを支えるものだと私は思っております。そういった意味におきまして、今回のこの総合戦略の中におきまして町の課長連中がグループになりましてそれぞれの企業を回ってこういうことですのでということでのお願いをしまいにしまして、理解をいただきながら地域ぐるみで子育てをするということでもありますし、それから今やろうとしているのがそれぞれの企業に学校の行事、それを一つのカレンダーにして、この時期にはこういうPTAの活動があるとか、あるいはそういったものを企業のほうにお渡しをさせていただいて、送らせていただいて、そしてそれを企業の皆さんにも理解をしていただいて、ちゃんとこの日はこういう授業があるから、どうぞきょうはいいよと、午前中休んでいいよと、午後休んでいいよと、きょう一日休んでいいよと、そういうような環境を少しずつ整えていこうという取り組みも

していきますので、繰り返しますが、地域皆さんで子育てを、町だけでは到底できないということだけは明確にお話しておきたいと。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長おっしゃいましたね、地域全体で、みんなで、これは当然、当然というか当たり前といえればちょっと私言葉が過ぎましようか、企業の方々の協力をもろう態勢をつくったということで、これはいいことをやってきたなと思います。先ほど私残念だといったのは、町独自でもできる範囲があるんだよと。ただ、その中のネックはお金でしょうということと言ったんですが、それ町独自、特色あるまちづくりということであれば町独自でもある程度のことはできたんじゃないかなと。それを、何回も言いますけれども予算の関係もありましようけれども、それを町独自としてやってこれなかった、それが残念だと言ったことでありまして、後段の分は、これはもろ手を上げて賛成だし、いいことだと思いますんで、町長、ある意味ね、町長がやれ、やりたいて言えればある程度動くんです。これ。だって今回のあれでしょう、あそこの平成の森の野球場改修だって町長の思いがあって、それが大きな原動力になったと思うんです。私はそれでいいと思うんです。だからそういう意味合いも含めて、ある政策の分ではこうやってはいかがですかっていうことを私は言ってるんですけれども、それがなかなか見えなかったので「残念」だという表現にした、なったわけです。町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町独自の事業だと私は思っております。そこは見解が違うというふうに思いますが、ただ一つお話をさせていただきますが、埼玉県に長瀨という町がございます。この町は全国でも子育てが大変しやすい町だという評価をいただいているんですが、そこで何をやってるかというのは金の問題ではないんですよ。要するに子供たちの登下校の際に、ご高齢の方々がそれぞれの道路の四つ角に立って、子供たちに毎日「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」という声をかけるという地域システムができてると、それから小さな子供に絵本を配ってお母さんが子供に本読んできかせるとか、そんな別に大したことじゃない。そういうことが本当の意味での子育て、あるいは子育てをしやすい町ということに評価を受けるわけですよ。

ですから、一方的に財源があるとかないとかの問題ではなくて、そういった問題をトータルに考えて、この町の子供、子育てしやすい、そういうものをつくり上げていくことが大事だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、長瀬町の例を出しました。大変申しわけないけれども、それは大したことって、だってその大したことないことを我が町でやってなかったんですよ。町長。よそがやってるのに対して自分の町でやってないのによその町の例を大したことないって、これはちょっと言い過ぎだと思います。（発言者あり）いやいやいや、だって言葉のあやじゃない。いやこれは私は大事なことだと、私は、私はですね、これ全部違いますから。感じ方それぞれみな違いますからね。先ほどから言ってるように。でも、そういうことも含めて町独自ということもやれるんでしょうということではそういうふうには言ったんです。

これは本来のあれからちょっと逸脱してますけれども、これはこれぐらいにしておきますけれども、そういう中で町長、私はそういうふうなことでこれまで解決できなかったお金の問題も含めましていろんなことで地方創生ということは町の課題解決に向かっていけるんだなと、そういうふうな認識をもっていたんですが、町もそういう官民連携推進室を立ち上げましたよね。だから思いはそういうふうなことで町の重要課題と捉えてやってきたと思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分でお話し、誤解だけは解いておかなきゃいけないんでお話しさせていただきますが、菅原議員が財源がない財源がない、だからやらなかったというお話をするんで、大したことないって言ったのは財源かけなくても地域の皆さんの力があればこういった子育てができますよねということを私言ってるんですよ。だから財源財源に菅原議員がこだわるんで、どうしても私がそういうふうな話をせざるを得ないわけですから、そこはひとつご理解をいただきたいという、そこは誤解していただきたくないと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前1 1時57分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 午前中に町長から菅原議員は予算予算というお答えをいただきました。

私、その点も含めて別のほうも質問しておりましたけれども、そちらのほうの答弁はなくて、そこいったんで、本来の趣旨から若干逸脱しておりますけれども、それについて私の思いとかそれを述べさせていただきます。

いろいろ子育て支援とかいろいろな面で私も、また以前の議会で学校給食費の無料化とか、幼稚園とかそういうのを無料化いかがですかという質問をさせていただきました。そのとき、今副町長であります最知保健福祉課長から、いろいろして数字を出しましたが、数字が出ましたが、1人平均2万円かかるんだよということでありました。当時の生涯学習課長である佐藤課長からもいろいろ数字をいただきました。トータルすると1億円かかると。それに加えて町長はもろもろの人件費を含めて1億3,000万はかかるんだよと、そういう答弁をいただきました。我が町として1億3,000万そのね、給食費とかそれだけにもっていけばほかの事業はできない、そういう答弁をいただいていた。それらがいろいろ積み重なってきてきょうの発言のようになったわけでございます。その中で町長がいみじくも菅原議員は予算予算というつつうんですが、でもそういうふうな意識づけをしたのは町長答弁であります。

そのような中であって、29年度の当初予算の折に町長は予算概要の中で給食費を含めて無料化を検討するという文言がありました。これらもいわゆる予算も含めて私はそのときに、じゃ予算はどうすんのかと、そういうふうに……。

○議長（星 喜美男君） マイク、もっと寄って話してください。

○11番（菅原辰雄君） そういうことでありましたので、そのときにも私は頭をよぎったのは、27年には1億3,000万かかるから、それをやるとほかはできない、そういうことでありましたので、その折にどういうふうに変ったの、そういう思いがありました。もろもろ含めてその点の町長のお考え等をお聞きいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 余りそういうところに踏み込まないほうがいいかなと、私お聞きして思ってるんです。要はこれからどうしていくんだということの議論のほう为建设的だろうというふうに思います。過去にあんたこう言ったろう、こう言ったろうっていうことばかり繰り返してますと議論は全く前に進まないと思っておりますので、ですから菅原議員はどうしてもその方向性に入っていくんですが、もう少しクールダウンして少し穏やかに議論を進めればというふうに思いますが、いずれ最知副町長が当時課長のときに給食費の1億3,000万という話をやったのかと聞いたら、いやちょっと記憶にないというお話でございまして、一体どこからその1億3,000万という数字が出たかというのは、多分トータルとしての問題だろうとい

うふうに思います。

基本的に給食費の問題につきましては、これお話しさせていただいたのは今検討してございますが、いわゆる年間として4,000万、5,000万というお金がどうしても必要になってまいります。この問題は一度やったらとめられない、多分やめられないと思います。そうすると多分そのときの首長さん、やめるようになったときの首長さんは大変な批判を受けるというふうに思います。

したがいまして、慎重に検討してるのは将来的な財源負担も含めて本当にどの辺まで可能なのかということについて、今検討させていただいてるところでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思いますし、基本的に我々としても何とか子育てしやすい環境をつくろうという思いについては、これは菅原議員と共有してるわけでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長のおっしゃることはわかりますけれども、でもね、過去にそういう発言してるからこういうふうになった、これはちょっとあれなんです。町長はそう言いますけれども、だってそういう経緯があつていろんなこと話してるんですから、だったら前のあれなんか責任とれないと、そういうふうな捉え方もできますんで、あとは最知副町長は1億3,000万って言うておりません。最知副町長当時言ったのは、1人当たり大体2万円、2万円弱と、そういうふうにしてました。いいんです。これ私いけば議事録ありますから、だから私副町長、冗談じゃないですよ。あなた笑ってるけど、だってそういう発言とかそれがもろもろあつて今に至ってるんだから、それをないがしろにしてね、だって私だって自分の発言に対して責任もちますし、やっぱり町長もそういうふうな感じでやっていただきたい、そういうことであえてそういうふうに言ったわけでございます。

ちょっと逸脱しますから修正しますけれども、そういうわけで官民連携推進室を立ち上げました。その経緯と、きのう同僚議員がお聞きした質問に対して、今2名態勢だということ、その辺をお聞きいたします。私は、先ほど言いましたように町は当面の課題解決のために本当に人選をして、当時町長も英知を集めて取り組むという答弁してましたから、だからそれから見たらちょっとその動きというものが、まだ3年、5年計画の中ごろで人員が2名になる、町は本気に取り組んでんのかい、そんなふうな疑念が生じておりますので、その辺のお答えをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 給食費の無償化という話というのは、私以前はしたことございません。

基本的に給食費どれぐらいかかるんだということでの答弁はそういうふうなさせていただいた経緯はあるかもしれませんが、給食費無償という言葉が出てきたのはことし、今回の施政方針で初めてです。ですからそこはひとつ過去のことということではなくて、ことしの今年度施政方針の中で新たにこの分野について取り組むかと、検討するかということのお話をさせていただいたわけですので、そこはひとつ、過去に言ったのは、それは給食費全体の問題等は言ったかもしれませんが、そういうことに踏み込んでという話は多分私はしてないと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在の態勢について、昨日の中でのお答えをさせていただいております。組織的な調整が平成29年度においてございまして、現在2名の職員にそれから調整監1名ということでの体制をとらせていただいております。とりわけきのうの議論の延長とあわせて考えさせていただければですけども、とりわけ地方創生の部分においては、非常に新しい取り組み部分でございまして、現在のスタッフの中でそういった知恵を要する部分ということでの努力を積み重ねていただいておりますし、何ていいますか、やみくもに人員がふえれば、それで体制、何ていいますか、成果が出るというようなものだけではないんじゃないかなというふうに思っております。現体制の中でも、その町として果たすべき成果をしっかりと挙げられるというようなことでの現体制と思っておりますし、それから地方創生の成果を他の部署、例えば産業振興でありますとか地域コミュニティを引き出して成果を挙げるとか、そういった他部署との連携もより重要になってきているステージじゃないかなというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 先ほどの給食費については、また戻るつもりはございません。若干ちょっと認識違いのところありますけれども、それはそれとして今総務課長今のいろんなことで2名、だから私は町が本当に当面の課題解決のために英知を出し合うために、私の受け取り方ですよ、例えばみな優秀なんですけれども、その中から選抜チームをつくった、そういう捉え方でいます。多分当時の職員の人もそういう思い、周りもそういう認識でいたものと私は推察するものであります。

そのような中で、まだ3年半で先ほど最初に町長答弁、個別の成果とか評価はできないということで、それはそれとしていんですが、ただ私が職員だったら、せっかくこうやったのに

なんで、そういう疑念が生じます。これは別に人事管理とかそんなことに立ち入るつもりは毛頭ございませんけれども、周りから見ているとまだそれなりの成果とか効果も出てないんだという、そういう中であって5人体制でやったのが今室長も調整監という名前に変わってしまって、じゃ実質2人じゃないの、じゃ本気なの、本気度って、それは皆さんはどうかかわからないけれども、こっち、外から見るとそういうふうな思いが篤としてました。それで先ほど言いましたように、やっぱり職員の方の意識低下にもつながるんじゃないのかなと、そんなふうな心配をして見ておりましたので、あえて今回地方創生ということで、また檀浦室長も6月でいなくなるということで、これは当初から私いろいろ質問させていただいておりますので、その辺も含めてお考え等を聞いたわけでございまして、再度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご質問の中で成果が出てないというお話しございましたけれども、私は決してそう思ってございませんので、基本的に全てができたかということになりますと、なかなかそういかない部分もございますが、しかしながらこのK P Iの中では達成した項目等も多々あるわけでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、人の問題でございますけれども、確かに人がたくさん、たくさんというか、当初5人でスタートしたのが果たして5人でいいのかという疑問もあります。しかしながら当初5人でスタートをさせていただいて、現在今3人ということになります。当初のスタートのときに多分檀浦調整監も、この地域の、正直申し上げまして言葉もわからない、方言もわからない、そういう中で仕組みもわからない、そういった中でスタートをしたということがございますので、大変戸惑いもちながら地方創生・官民連携推進室の運営に当たったと思います。ですが、おかげさまで1年たちましていろんなさまざまな人間関係含め、それは役場の庁舎内だけではなくて町民の皆さん方含めて人間関係もちゃんと構築することができたということで、ある意味仕事のしやすさ、やりやすさというのもどんどんどんどんふえてきたという思いがあります。

ですから、かといってじゃ1人が少なくなったからいいのかということでは決してないと思うんですが、しかしながら檀浦調整監の動きというか幅といいますか、そういうのは大分広がったんだろうなというふうな思いがありますので、大変ご苦労はしてるというふうに思いますが、来月から新しい財務省からまた派遣がおいでになります。完全に、檀浦調整監が最初に来たときに戸惑いだらけの中で仕事に取り組んだわけですが、今度はしっかり

と引き継ぎをしてもらいますので、そういった戸惑いもなく次の方はお入りをいただけるものというふうに期待はしてございます。

根本的なことをちょっとお話をさせていただきますが、基本的に昨年度までは当町には全国の派遣職員107名おいでになっておりました。ことしは89かな、いらっしゃいます。これは毎年どんどんどん人減っていきます。そうした中でどうしてもスタッフの問題については、各ポジション全てすべからく減少していかざるを得ないというのがうちの町の宿命っていいですか、そういう流れにどうしてもなってしまうわけでございますので、ある意味人が少なくなったからここに力入れないのかということではなくて、いかにそのポジションの中で職員一人一人がスキルアップをしてしっかりと仕事に向き合うかということのほうが大事なんだろうというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ちょっと先ほど言いましたように、私は成果出てないって、そういうふうなことではなくて、町長はここで報告するだけのあれが出てないということですかって一番最初に確認した、その延長線なもので、いろいろ子育て支援とかさまざまな分野でそれなりの成果効果は出ていると、私はそういうふうに思います。これでやったから町長いつも言ってますよ、これだからこれだけ一つじゃ成果出るもんじゃないとかすぐ出ないとか、そんなのを含めましていろいろ長い目で見てやって、今回の地方創生では人口減少ということで目を向けて取り組んできたというのは、それは重々理解をしております。

いろんな中で檀浦調整監、推進室長、今度そういうふうにして戻られるということでございます。私27年にちょっといじわるだったかもしれないけれども、地方創生の目玉は何かといったときに室長はいろいろ豊かな自然とか人情とか、町長も一緒になって同じようなことを言ってますけれども、そういうことでそういうよさを売り出すために取り組んできたと思うんですけども、今の段階でプラットフォーム等の設立も云々ですけども、それらを踏まえてそういう、この南三陸町のよさ、それら南三陸町らしさを売り込むことに自分としては、室長として今の段階で織り込んでこれからいろんなことに期待できるなど、そういうふうなお気持ちはお持ちでしょうか。（「ちょっと誘導尋問……」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） さきの議会で人、町、その地域資源が素晴らしいというお話をさせていただいたかと思うんですが、昨日もご答弁させていただきましたが、企業判ふるさと納税のご寄附に当たりお願いを各企業様させていただきました。その際に地域資源

プラットフォームの設立へ向けた動きと地域資源を活用した人材育成していきたいんだというお話をさせていただいたところ、全ての、当然いろんな方がいらっしゃいますので全てというわけにはいきませんが、やはり多くの方がその地域にもともとあるものを光輝させるということはすばらしい取り組みだというご意見を多くいただくことができました。それは各企業様に訪問すればするほど私としても自信が持てましたし、やはりその地域資源のすばらしさを、もともとあるものを生かしていくということがやはり地方創生の根幹なのかなと。そこには当然人、子育ても入ってこようかと思いますが、そこを感じ取れましたので、これはまさに南三陸町らしさと言えるのではないかなと思いました。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろ企業訪問して、そのふるさとのよさ、それを認識し、あるものをさらに輝かせる、そういうことで皆さんの理解を得て協力を得たということは大変いいことだと思います。余り細々したことを言っているとまたあれだし、出戻りというか振り出しに戻るような話はしたくないので、いろんな思いをお互い持ってます。でも、あれですよ、お互い立場、そっちこっち立場は違っても目的は一つ、私はそれは常に意識して行動、発言をしているつもりであります。その中で若干いろんな思いとか表現の違いとかあって議論、道に外れてきたことに対して私も反省しますけれども、いろいろ力を合わせて今後ともまちづくりのためにやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

そう言いながら人口対策というのはなかなか奥の深い、根の深い難しい問題でございますので、調整監として、即効性はともかくとして将来的にこういうことがあったらいいなというのがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（檀浦現利君） 人口減少への対応策につきましても、議員おっしゃるとおり非常に難しい問題であって、もしここで解があれば全国全て解消されてんだろうなと思うぐらい、やはり深い問題だなと思いました。

報道等でもありますが、やはり東京一極集中が是正されていないというのが露顕されている現状の中で、やはり地域が田舎のよさを売り出すということをいろんな地域されてますけれども、やはりその中でもどういった地域であり、資源があるのかということを明確に対外的にPRすることによってUターン・Iターン者の方を獲得することができるのか、そこがやはり一番、一つの特効薬なのかなと思います。それをあつて昨日のお話になりますが、地域おこし協力隊（Next Commons Lab）の活動などを含めて首都圏からの人材誘致をしてい

くと。ただ、それだけはやはり地域は輝かないと思いますので、地域の方が誇りをもって活動できる、地域の方が地域外の方に自分の地域の魅力を発信できる、そういった仕組みをこれから構築していく必要があるんだろうなと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 室長、どうもありがとうございました。いろんな意味で今後とも南三陸町との縁を大事にいろんな意味でご支援方々お願いをしたいと思います。

これで1点目を終わらせていただきます。

次に、通告2件目。被災した農地の現状と課題は。発災後6年余が経過し、被災した農地も原状回復し、整備を進めてきた。復旧農地でも作付がされ、農地として活用されているものと認識しているが、町として現状認識と課題をどう捉え、どう対応していくのかを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、被災した農地の現状と課題ということについてお答えをさせていただきます。

当町の震災によりまして浸水被害を受けた沿岸部の農地は県営事業として圃場整備事業及び農地災害復旧事業等により農地の復旧・復興を進めているところであります。町内6つの圃場整備工区では整備が完了した平成26年度から順序引き渡しが行われ、唯一残っておりました廻館圃場整備工区においては、約76%がこの春までに引き渡しとなり、水稻の作付が行われたところであります。6つの圃場整備工区の営農再開の割合はことしの春まで約81%、面積としては約82ヘクタールとなっております。圃場整備工区は農家主体でそれぞれ営農組合、機械利用組合を組織し、農地の活用を話し合いながら安定した農業経営を目指し、営農しております。

町といたしましては、圃場整備工区の農地は高齢化や担い手不足といった不安要素はあるものの、現時点では農地を集約させ、畑作物への誘導を図っており、また営農組織が多面的機能支払交付金等を活用して農地の維持管理を行うなど、有効に活用されてるというふうに認識をしております。

一方、農地災害復旧事業で整備された小規模の農地は圃場整備工区とは異なり、農地が点在しているなど不利な条件の箇所もありまして営農再開が思うように進んでいないということが課題として挙げられております。今後は県地方振興事務所が早期に立ち上げを予定している気仙沼南三陸地区営農再開推進チームと連携し、農地災害復旧事業で整備された農地の作付状況等を共有し、地元担い手の意向を確認するなど課題の整理を行い、来年度の作付につ

ながるよう担い手の掘り起こしや農地の貸し借り、各種補助事業の活用を図り、営農再開の具体的な方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長から答弁いただきました。大規模なところはもちろん県営、県が主導でやってきたことは承知しております。その中でいろいろ現状、そして課題等もお話していただきました。6つあるということで、北のほうからいけば田の浦、泊、田表、中瀬町、水戸辺、在郷、西戸、そんなふうなかと思えます。もうちょっと個別に、個別それぞれ問題、課題ありますよね。田の浦であったらばいろんな高齢者とか担い手不足とか、そういうこともありましょし、それで町長、全体として81%、81%がそういうふうなことで作付をするということでございますけれども、本年度の作付は81%、そして個別にわかりましたらちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 個別にという部分については、ちょっと面積の部分だけしかないので、お示しすることができませんが、おおむね一方が50%で片方が100とか、そういったところはございませんで、おおむね大体8割ぐらいで推移してるのが現状でございます。個々の工区によっては、さまざまな課題はございます。例えば湧水、湧き水、水が湧いてくるとか、あとまだ石れきが多いとか、そういった部分については、順次そのクレームを受けて補完工事というものを進めている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろ個々によって問題、課題が違うということも理解をできました。個々の作付面積等はまだ把握できてないということでございますけれども、私このごろ行ってないんですけれども、田の浦地区はことしはどうなんでしょうかね。面積、こども80%ぐらいいってるのか、それとも30%ぐらいか、そういう課題、年齢とか担い手とかさまざまなこともあります。あとは、先ほど町長答弁ありましたように、これは町が直接あれしたわけじゃないんですけれども、一応町も窓口になっていろんな相談とか苦情受け付けとかやってるわけでございます。そういう意味で私はあえて今町のほうの姿勢とか、考えを伺うわけであります。

それと、あとは田表地区、田んぼじゃなくて菊とかいろんなことやってますよね。あの辺はもう何%ぐらいってんのかなと、そんなふうに思ってます。

あとは中瀬町地区なんですが、1枚だけことし田んぼ作付できてない田んぼもありますよね。

どういう事情なのか、もろもろの事情があるんでしょうが、問題があるとすれば、全体の圃場復旧計画ということであれば、そこも万やむを得なかったのかわかんないけれども、問題課題があるところも総じてやってきたわけでございますが、その辺のとりあえず考え方をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 議員から先ほど来田の浦という地名が出てますが、田の浦地区については圃場整備工区ではございませんで、いわゆる原形復旧地域でございます。実際の作付状況については先ほど町長答弁で申し上げましたが、営農再開推進チームというのを立ち上げて現在作付状況の調査に当たってますので、その数字がまだ出てきてませんが、田の浦地区については恐らく2割程度しかになってないのかなと思います。ほかの6地区、泊浜、田表、板橋、西戸川、在郷、廻館、この6つが圃場整備工区でございます。これらについてはおおむね8割程度で推移してるものというふうに見込んでございます。

それと、田表地区の先ほど菊栽培というお話がありました。圃場整備工区では菊栽培は行ってません。畑作とすれば推奨しております南三陸ネギを1.2ヘクタールほどやってございます。それと、ほかには水稻が中心というふうな状況でございます。

それと、3つ目ですが、廻館工区で1面、1区画といいますか、作付してないという部分がありますが、それぞれ圃場整備工区におきましては特に西戸川、在郷、廻館の3地区については、農地の中間管理事業というものを入れながら農地の集積を担い手に図ってきている状況でございます。その中間管理事業にもなかなか手を上げていただけなかった、ご理解を示していただけなかったという圃場でございます。実際の所有も3名だったと思うんですが、共同名義になってまして、なかなか担い手への集積も図れず、また自作もしないといったような状況で現在に至ってるような状況でございます。

ことはそういう状況でございますけれども、農地の中間管理事業を中心として、どこの地区におきましても、作付がしていない農地等がありましたら積極的にその事業に取り入れながら担い手への集積を町として図っていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 水田復旧ということで廻館地区は中田のほうから田んぼの表土を運んで、廻館地区ね、やったということで、大きい問題はないように見受けられます。それと違って水戸辺、在郷地区ではいろんなことで問題も出ているように聞いております。課長は篤と承知してると思いますが、今、表土を運んだ件について、中瀬町地区、畑のほうにも運

んでましたよね。畑。その辺の畑、今、ことしちょっと作付する様子がないんですが、その辺はどういう考えで、どう対応してきたんでしょうか。一応農地として復旧とかそういう計画がある場合は、そういうふうにお金をかけて土を運んでくるんです。だからそういうのであればけれども、目的がないのに、もしかしたらだよ、もしかしたら今後こういう方向性をもってるかもわかりませんが、あいてるということになれば今後の見通し等は勘案してそういう土を入れたのかと、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 廻館地区におきましては、畑の整備が5ヘクタールほど、5.5ヘクタールほどたしかありましたが、あそこの圃場ではキャベツの栽培をするということで機械も入れて種苗の生産も進めていたと思いますが、あいてるところについては、不作付の状態も中にはございます。それが先ほど言った2割の部分に該当する部分でございます。これからそういったところも含めまして、ただ、ただ作付する気持ちがないというだけじゃなくて、ふぐあいがあって補完工事を入れるという予定の場所もございますので、一概に作付していないというみなし方ちょっと全体がそうだということは言い切れないところですが、いずれ先ほども答弁いたしました、中間管理事業等入れながら集約化を図っていくということでございます。今も廻館地区では約47、6%ほどが担い手への集積を図ってる実績がございしますが、最終的には60%ぐらいまで集積を図れるような状況になっておりますので、引き続き作付再開に向けたお手伝いを町としてもやっていくつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今言った廻館地区の畑なんですが、暗渠も入れたということです。ただ、地主に言わせるとこんな入れ方ではだめだとか、そんなことがあります。そういうのもきちんと把握してて、今後いろんなことで補完工事ということで私捉えてました。そんなことでいいのかなと思います。

あとは、もうちょっと下がりますけど田尻畑地区、ハウスで菊栽培やっています。3年ぐらいたつんですかね、あそこも当初から山土をそのまま入れて、石があったりススキがあったりいろいろ大変だ、土壌改良が大変だということでございます。先ほど言いましたように町直接のあれじゃないにしても県の事業にしても町が窓口になっているもので、施設が建物建った、土を埋め戻したからそれで終わりじゃないんですよ。やっぱりそれはいろんなことで土壌改良して販売も、販路も確保して収入もなる、それでもって最終的に完了という、そういう私捉え方をしていかなければいけないのかと、そんなふうに思っています。そういった

ときに、今現在でそういう土壌改良とかそういうのの取り組みとか現状はどういうふうになっておきましょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 面積的な部分ではちょっと把握はしてございませんが、今年度の当初予算におきましても昨年の引き渡された圃場整備工区については、土壌改良をやる手だてを予算化してございます。各いろんな圃場でいろんなクレームが直接県のほうに行く場合あるいは町を経由していく場合がありますが、いずれにつきましても作付けしている中でなかなか補完工事はできませんので、作付後に改めて補完工事をする体制を県のほうではとっているようでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そういう面で被災した農家が希望をもって当たられるように、なぜ田尻畑地区は若い人が担ってるようなんで、やっぱりそこで希望を打ち砕くようなあれではいけませんし、いろいろ何回も言いますけれども町直接じゃないんですが、窓口なもので、いろいろどうでしょうかね、そういうふうなお声がけをしながら、いい環境づくりに努めていただきたいと思います。

それで、あとは在郷地区なんです。何か田んぼと畑がありまして畑のほうは以前から水はけが悪いとかそいなことでありました。それも本吉農業改良普及所ですか、12月ごろちょっと現地調査をして補完工事みたいなことはちょっと聞いておりましたけれども、先ほど課長おっしゃいましたように作付中はなかなかできないんで、その辺の対応、さっきのあれでもって元へ戻っちゃだめだって、そういうあれもありましたけれども、要は工事の施工の方法とかそれが全くだめだったみたいなもので、それを補完工事でやれんのか。

あとは、ことし聞くところによるとネギ畑の反対側、川を挟んで反対側のほうとかが水田で復旧したと。ことしなんか水もちが悪くて大変だということを聞いておりますけれども、その辺の情報も上がってると思うんですが、その辺の一応対応とか支援とか、どういうふうな状況になっておりますか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 今在郷地区のお話をされてましたが、そういうお話は各圃場整備の中でいろんなところで話が出ております。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、作付した上で、そういった水もちが悪いとか、また石れきが多いとか、あるいは水が湧いてくるとか、そういった部分については暗渠排水をするとか、そういったのは責任をもって県のほ

うでやるということになっておりますので、そういう話を直接町のほうに寄せられてもいいですし、県のほうにも直接お話すれば、それで全てが圃場整備が終わってるという状況でも今ございませんので、そこは引き続き補完工事を責任もっていく体制をとっていただくということになっております。

特に今圃場整備の工区中心にお話をしておりますが、災害復旧のなかなか作付が再開が進まない圃場におきましても、先ほど町長が答弁で申し上げましたが、営農再開推進チームというものを立ち上げて、もう一度県と町とあわせて地域に入り込んで営農再開に向けた動きをしていきたいと思います、その上で補完工事が必要な場所が出てくれば、それはそれで県も対応するというようにしておりますので、もう少しその経緯を見ていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、課長から今私が申し上げたようなことは各地で起こってる、これ大変なことなんです。本来であればこんなことないように施工するのが筋なんで、ただあの状況からの復旧復興ということを考えれば万やむを得ないのかなと、そういう気も若干はしますけれども、それで引き渡されたみんなは大変苦労してると、これは今さかのぼってどうのこうのって言えないんですから、やっぱり一日も早い補完工事とかやって元の状況にしていこう努力をしていただきたいと。篤にご承知のとおり、これまで何十年、何百年もかかって土壌をつくってきたわけでございます。それを1年2年で前のようにというのはこれは到底無理をことは重々承知しておりますけれども、やはりそこで生活しているみんなやる気を失わせないための施策、政策等はいろいろ相手の身になって取り組んでいただければと思いますけれども、課長、ことしから担当課になってなかなか大変でしょうけれども、その辺は篤と理解するんですけれども、やっぱりその立場上ね、いろいろ苦情聞く窓口になって、みんなのためになるように頑張りたいと思いますけれども、それでそういうふうな私認識持っててよろしいですよ。一生懸命ほら、みんなの農家の方々の身になって、親身になっていろんな相談して県とか国に働きかけて、そういう手だてをする、ゆくゆくは町でも独自のいろんな支援も、精神的支援も含めてやっていくという、そういう気構えをお聞きしますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 議員の期待にどこまで沿えるかはちょっとわかりませんが、いづれ国費を投入して整備した農地であることは間違いございませんので、そこは利活用がし

っかり図れるように町としても必要な支援は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。じゃ農林水産課長、期待しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、2点目を終わりました3点目、まちづくりについて。発災から6年余が経過し、旧市街地の盛り土工事も最終的段階である。災害公営住宅建設も完了し、不便を強いられていた買い物についても間もなく解消されるものと考えてるが、次の点について伺う。

1. 旧市街地を含め住宅地は大きく3分割された。各団地も離れ離れ、さんさん商店街、スーパーもそれぞれ離れての営業である。各団地前にはまとまり一体感も醸成できるものと考えてるが、団地もろもろの施設が離れており、高齢者などの交通弱者は大変であると考えてるが、町の考えは。

2. 団地ごとの一体感の醸成は早くできるものと考えてるが、それぞれの団地間商業地など距離がある。以前のような町民全体の一体感醸成が図れるような取り組みの考えは。

以上、お聞きいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のご質問になりますが、まちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問であります。高齢者などの交通弱者に対する町の考えについてであります。現在の町の復興状況はご承知のとおり防集団地や災害公営住宅の整備完了に伴う仮設住宅の集約化、市街地整備の各種事業が加速度的に進展しております。

一方、高台移転によりまして結果的に住まいと市街地には物理的な距離が生まれ、町全体としては震災前より生活範囲が広がってしまったように感じられます。人口は震災後減少傾向が続いておりますが、高齢者の占める割合は高くなり、自分で運転しない要介護認定者や障害者とともに交通弱者として公共交通のあり方を考える上で非常に重要な存在ということになっております。

町といたしましては、自家用車の所有台数の増加状況や公共交通に対するニーズの変容を捉えながら、町並みの復興状況にあわせ、BRTを基軸として住まいと主要施設をめぐる乗り合いバスとの連結を、より一層強化することによりまして交通弱者への対応も充実をさせていきたいというふうに考えております。

具体的にはダイヤ路線の見直し、市街地に完成予定の複合型ショッピングセンターへの乗り

入れなどにより、利用者のニーズに合わせた交通形態の実施について検討・見直しを進めるとともに、便数が多く非常に利便性の高いBRTが、特に東地区、中央地区、東地区や中央地区の皆様さらに活用していただけるような周知活動等の取り組みも必要と考えております。

次、2点目のご質問、町民全体の一体感醸成が図られるような取り組みの考えについてですが、南三陸町震災復興計画の中で安心して暮らし続けられるまちづくりを目標に緊急対応すべき重点項目として命を守る土地利用への転換を定め、高台移転を進めてまいりました。地域とはそれぞれが独自の多様なつながりをもって成り立つ存在であることから、地域のつながりを再生していく場合は先進事例をまねるのではなくて先進事例を参考に今の地域に最適な方法を考えて実行して軌道修正をしていくということが大事だと考えております。

また、行政はコミュニティの形をつくっていく支援はできても主体には決してなれないということでもあります。そこに住まう住民の皆さんがそれぞれに地域とは何かを考え、どのようにつながりを期待してるのか、みずから導き出す必要があります。このようなことから行政の関係分野が連携し、事業の実施などを通してそれを具体化するために全力で支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、交通弱者についていろいろ答弁をいただきました。BRT利用できる方はよろしいですね。そういうふうなことで、それはそれとして町そのものは商店街、さんさん商店街を言いますけれども、さんさん商店街、あとはスーパーさん、若干離れてます。これだけでもちょっと一体感の造成というのはなかなか難しいのかなと。現にさんさん商店街は観光客の人たちのもんだべとか、いろんな声を聞こえております。それを以前のように一体化するという事はなかなか難しいのかな。でも、それをやっていかなかったら本当に町民、南三陸町民としての一体感というのはなかなか醸成できないものと考えております。

いろんな意味で交通弱者ということで捉えたときに、まず大きな捉え方です。今町民バス、旧町・村単位で料金が違います。例えば入谷から戸倉から歌津から志津川に来るときは、入谷内200円、その他100円、300円、往復600円かかります。これもなかなか大変だという声が数多くございます。それでもまだバスを利用される方々はいいいんです。それも利用できない人もいます。一体感という大きくくりで捉えたとき、その辺も含めて今後検討していく大きな課題だと思いますけれども、行政で旧枠組みをつくって垣根をつくっている、そういう感じがしますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、ご承知のようにバス有料化をする際にどういう料金体系にするかということで庁舎内でいろいろ議論させていただきました。その中で一定程度この程度の料金徴収ということであればご理解をいただけるものというふうに料金改定を、有料にさせていただきましたが、利用者については、若干減少という傾向はございますが、いずれその方々どういうこと、なぜ減ったかというのはもう高台移転のほうでもう住まいが完成をしてきたという方々がいらっしゃるということもございますので、そういった減少につながってるというふうに思いがありますが、いずれ町としての公共交通のあり方ということに関して言わせていただければ、繰り返しの答弁になりますが、BRTは背骨にします。町民バスは横骨、あばら骨、肋骨という形の中で公共交通を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今答弁ね、最初料金設定の折にそういうことで理解得られるんじゃないかと、そういうふうなことで、以前もこういうふうなことで垣根を取り払ったらということと言った同僚議員もおりますし、私もそういう考えをもってました。これは垣根という捉え方、町長はそういうふうに捉えるかわかりませんが、やっぱり南三陸町一体といたときに、もうちょっと旧町単位とか、その辺から手をつけていかなかったら一体感の醸成というのはなかなか進まないんじゃないのか、そんなふうに思っております。

また、私は各団地間はそれぞれのコミュニティはとれるんでしょうという表現をしましたが、いかにせんこの間も若干事件とか事故ありましたように、そういうことも事実でございます。震災前も松原住宅とか大森住宅、堅固な建物で同じような状況かと思えますけれども、今の災害公営住宅、集合住宅は特に、何ていうのかな、プライバシー、プライベートはいんだけど、そこを一步出たということになかなかならないのかな。それも年をとってくれば高層階なればエレベーターがあるといったってエレベーターまで2部屋分、2部屋分歩かなきゃだめだと、そういう状況もあるんでなかなか出てこないとか、笛吹けど踊らずとか、そういう状況になる。今もそうだと思います。今後一日一日年を重ねていくと皆さん年をとってくるんで、そういう懸念もあります。それらを含めて行政区とか自治体、自治体じゃなかった自治会組織にだけ委ねるのでなくて、町としてもいろいろ知恵を出し合って出るような方策を考えていくべきではなかろうかなというふうに思ってますけれども、町長その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今町の取り組みについては、保健福祉課のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、地域のコミュニティをつくるのに残念ながら行政は主体にはなれないんですよ。これはやっぱり地域でそれぞれの場所で住んでる方々がお互いに連携をとりながら地域コミュニティをつくっていくということが大前提だというふうに思います。したがって、過去これまで見てもずっとわかると思います。震災で住宅、自宅流されまして、避難所において避難所にした方々がそこでまたコミュニティをつくって、その後今度は仮設住宅に移って、そこでまた仮設住宅でコミュニティをつくる、そして今度は新しい今度はついこの住みかにお入りになって、また新しいコミュニティをつくる、これは行政がコミュニティをつくったわけではなくて、少なくとも避難所にいた方々は避難所にいた方々だけでコミュニティをつくって、そして仮設住宅にいる方々は本当に大変も思いをして過ごす間に身を寄せ合って、肩を寄せ合って、そこでコミュニティをつくってきたという経緯がございます。そこには行政は一步も入ってございません。

ただ、少なくとも引きこもりとかそういう分野の問題については、これは行政として積極的にかかわらなきゃいけないということで、そこは取り組んでまいりました。ですから、今度新しいコミュニティを造成するのも、これが行政が手を突っ込んで、さあコミュニティをつくりましょうという問題では私はないと思ってます。ですから、先ほど来お話ししましたように、行政として役割が何なのかということについてだけは、しっかりと我々と対応したいというふうに思っておりますし、その件について、今、具体的に災害公営住宅にはお入りになってるわけですので、今、保健福祉のほうでさまざまな取り組みをしてございますので、その辺の紹介はさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは一例を申し上げれば、今までも仮設住宅等々でコミュニティづくりということに関しましては、被災の支援員さん等が中心になりまして働きかけをして、その自治会にそういったリーダー的な人の役割を担っていただく、そういった支援をしてきました。今後においても、災害公営住宅等々でもL S A、それから今までの支援員さんを中心といたしまして、そういった取り組みも継続して実施してございますし、そのための予算等につきましても現在の復興交付金が充てられているような状況でございますので、引き続きその辺は継続して行ってまいりたいと思いますし、それで足りない部分については、行政も応援をいたしますし、それから民生委員さんなり行政区長さんといった方々もそうい

った場面に多く顔を出していただいたり支援をいただいておりますので、こういった取り組みは積極的に継続してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今保健福祉課長からいろいろありました。私も行政が全ていろんなことやれってということではございません。行政のできる範囲あるいは仕掛けづくりですよ、いろんなことをこうやって何かを目的をもった行事を持つとか、そういう仕掛けづくりとかをやって、あとは今言った支援員さんとかいろんな方々が回って、できるだけその人々がそこに出てきて、出てこられるような環境づくり、今あれしますと、私だけ感じてんのかちよつとわかりませんが、先ほど来話しますように買い物もそういうふうに分散しておるし、いろんなことで前のように1カ所行って旧市街地みたいな感じでなれないんで、何ていうのかな、本当に一体感というのがなかなか醸成は難しいのかなと、そういうふうに思ってます。

町長、このようにいろんなことで、先ほど一番最初に私言いましたように、この町は災害からの復旧復興、これもありますし、震災前からの課題・問題山積しております。この問題を、今後とも継続して解決していくのが町長の責務だと思います。私を含めて町長、任期が今度11月で終わりでございます。これらの課題・課題解決のためにも、ここで私も次にまた質問して、この行政を担って問題解決していくんだという意気込みを、私は必要だと思うんです。これ継続的にやっていかなきゃだめなんで、脇にしちゃ絶対できないんで、その辺の決意のほどお聞き、決意のほど、私お聞きいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 買い物の話から随分方向性が変わったようでございますが、確かに私のみならず議員の皆さん方も任期がことしの秋ということでございますので、議員の皆さん方もそれぞれの考え方もそろそろいろいろ固めてきてる方々もいらっしゃるだろうというふうに思います。3月の定例議会で佐藤宣明議員からそういった趣旨のお話をいただきまして、そのときに私答弁させていただいたのは、今やこの復興途上の中で出馬しないという選択肢というのは考えられないというお話をさせていただきました。その後、後援会の皆さん方と会議を開催をさせていただいて、今残り復興計画の4年が残ってる状況、それからご案内のとおり今の復興途上という状況の中を考えたときに、私の思いとそれから後援会の皆さん方の思いもまさしく一致をしたということでございますので、この秋の選挙には立候補したいというふうに考えてございます。

なお、政策をどうするかということについては、温めてる部分もございますので、この辺に

については、改めて記者会見をさせていただいて、その場所でお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長からそういう決意を聞いて安心しました。我々も任期同じでございます。これはどうなるか、結果わかりませんが、お互い英知を出し合いながら、言うべきことは言って問題・課題解決に全力で取り組んでいきたいと、お互いに健康で頑張っていきたいと、思います。

以上で、終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番小野寺久幸君。質問件名、原子力災害への対応について。以上、1件について一問一答方式による小野寺久幸君の登壇、発言を許します。4番小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許可を得ましたので壇上より質問させていただきます。質問は1件だけです。

東北電力は女川原子力発電所の再稼働を目指して準備を進めています。原子力発電の危険性については、これまでも指摘したところです。南三陸町は半分が女川原子力発電所から30キロメートルのUPZの範囲に入っています。UPZの範囲に入る自治体では原子力発電所の事故に備えた避難計画の策定と避難訓練を行わなくてはなりません。これまでも指摘していますように原子力発電所の事故が発生した場合、放射性セシウムやヨウ素などの放射性物質は同心円上に広がるということはほとんどありません。風の状況で拡散の状況は違ってきます。南三陸町は、ほぼ全域が約50キロメートルの範囲には入ります。ですから、避難計画や訓練は全町を対象にしたものにすることが必要と思います。今回は特に災害弱者と言われる児童や高齢者が多くいる学校や病院、福祉施設における避難についての質問をしたいと思います。これらの機関や施設における避難計画や訓練についてのお考えをお伺いして壇上か

らの質問とします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員のご質問、原子力災害への対応についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、避難訓練と避難計画の見直しについてであります。当町における原子力災害対策における広域避難等計画は登米市米山町の4施設を避難先として避難、その他の措置に実施に必要なルール、体制などを定めて平成27年8月に策定をしたものであります。

昨年度の原子力防災訓練においては、南三陸ポータルセンター付近に退域検査ポイントを設けて志津川インターチェンジから三陸道にて登米市へ避難する措置等の実効性を検証することを目的としておりましたが、訓練前日に発生した津波災害の影響により訓練中止となった次第であります。

今年度11月に予定している原子力防災訓練では南三陸ポータルセンター付近の駐車場が工事等によって使用できないことから三陸道南三陸海岸インターチェンジの共用が開始されたことなどを勘案し、新たな退域検査ポイントをスポーツ交流村内駐車場に設置し、南三陸海岸インターチェンジから三陸道を利用して登米市を避難する措置等の実効性を検証する計画で現在宮城県と調整をしているところであります。

昨年度PAZ・UPZ自治体3市4町全ての広域避難計画が策定されたことから、今後は宮城県が設置する退域検査ポイント、避難受け入れ先自治体が設置する避難所受付ステーションの設置場所等について、全体的な調整が必要になることから、当町における広域避難計画等の見直しについては、宮城県及びPAZ・UPZ自治体の3市4町と密に連携して可能な限り早期に検証、見直しを図りたいと考えております。

2点目のご質問については、教育長でございますが、3点目、4点目、私続けて答弁させていただいて、最後に教育長のほうから答弁させたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目のご質問、医療福祉施設等における避難計画の策定、訓練の実施についての支援についてであります。現在UPZに地域密着型通所介護施設1カ所が所在しております。南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、事業者に対し、避難計画の策定及び定期的な避難訓練等を義務づけているところであります。

しかしながら、原子力災害対策においては、その特殊性から事業者みずからが計画を策定し、

避難訓練等実施することは困難と推測されますことから、議員ご指摘のとおり避難計画等の策定を支援いたしまして原子力防災訓練への参加を促したいというふうに考えております。

最後に4点目になりますが、東北電力との安全協定の見直しについて、お答えをさせていただきますが、平成28年第7回定例会における一般質問でもお答えしましたとおり、女川原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定は、原子力災害対策におけるUPZに関係する自治体住民の安全を確保することを目的として平成27年4月にUPZ自治体2市3町と東北電力株式会社との間で締結したものであります。町と東北電力株式会社は、この協定書に基づき、住民の安全確保に努めるものであり、女川原子力発電所の異常時の通報連絡はもとより、平常時からの管理状況等の報告も、この協定に基づき定期的に行われていることから、今後も県及びUPZ自治体2市3町が協力して原子力防災を推進するためにも、現時点での安全協定の見直しについては、必要ないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それでは、私のほうから2点目のご質問、学校における防災教育、避難計画の策定、訓練の実施についてお答え申し上げます。

当町では戸倉小学校がUPZ圏内に所在しております。その他の学校については、UPZ圏外とはなりますが、志津川中学校在籍の生徒のうち、30余名がUPZ圏内の自宅から登校してきております。また、全面緊急事態に至った場合には、学校や自宅がUPZ圏外にあったとしても屋内退避等の対応が必要となることもあります。

戸倉小学校では、平成27年8月作成「南三陸町原子力災害対策における広域避難等計画」をともに安全教育指導計画、各避難訓練年間指導計画を作成し、町危機管理課と連携しながら原子力災害を想定した避難訓練を実施しております。あわせて、総合的な学習の時間の中で5年生が屋内退避、うがい・手洗いなど地震や津波の場合とは異なる対応について学びを進めております。戸倉小学校では、この訓練や学びを通して有事の際にも自分の命を守るための最善の行動をとることができる児童を育てております。

ただ、戸倉小学校以外のほとんどの学校においては、UPZ圏外ということもあり、原子力災害を想定した避難計画の作成や避難訓練には取り組める状況には至っておりません。しかしながら、一定の対応は必要と考えられますので、教育委員会といたしましても防災担当者会議等を活用しながら、この原子力災害を想定した対応も含めて原子力災害に関する必要な知識の習得について検討を重ねてまいります。

現在、各学校におきましては、安全担当主幹教諭を中心に防災教育の充実に努め、自分の命

をしっかりと守ることのできる児童生徒の育成に取り組んでいます。そして、その成果は訓練や学習の様子、そして実際に避難が必要になったときの児童生徒の姿に見ることができています。学校が原子力災害に係る備えをしっかりとすることでこれまでの取り組みがさらにによりよいものになり、児童生徒が安心して通える学校づくりにつながっていくものと考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 質問でお聞きしたいことの答えがほとんど入ってる状況なんですけれども、少し細かくお聞きしたいと思います。

まず避難訓練の、避難計画と訓練についての計画の見直しということなんですけれども、先ほど町長お話しありましたように去年は前日の津波の騒ぎで中止になってしまったということなので、どこをどう見直すかという検証がもう一つ難しいところもあったのかと思いますけれども、それから今現在町が復興途中で、特に大事な道路が工事中ですので、その見直しも難しいのかなとは思いますが、もう一度確認するようなんですけれども、今現在考えられている避難経路、それから退城検査ポイント、そこでどのようなことを行う予定なのか、それから避難訓練の日程等をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 訓練の日程につきましては、担当課長のほうから答弁させたいと思いますが、前回までは退城検査ポイントにつきましてはポータルセンターということで考えてございました。この退城検査ポイントの物事の考え方なんです、このたびの福島原発の問題を踏まえまして町内で検査をやるべきだろうという認識を持ってございます。いろいろ福島原発のときにはさまざまなことがございましたので町民の皆さんに嫌な思いをさせたくないという思いがありますので、必ず退城検査ポイントは町内に設けたいという思いでこれまでやってまいりまして、ある意味志津川インターチェンジが共用開始になりましたので、そちらのほうという思いがありましたが、先ほどお話ししましたようにあの場所、現在工事中でございまして、今度は南三陸海岸インターチェンジが共用開始になりましたので、こちらのベイサイドアリーナの前の駐車場、ここのほうが広いということもございまして、退城検査ポイントについては、この場所を使いたい。で、そのまま南三陸海岸インターチェンジに乗っていただいて米山の避難所のほうに向かうということにさせていただきたいということで今計画を立てております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 訓練の日程等についてお答えをします。

ことしの訓練の日程につきましては、11月14日と11月23日、この2日間において訓練を実施をします。

訓練の内容につきましては、先ほど町長のほうからもございましたが、退域検査ポイントをスポーツ交流村内駐車場に設置をし、登米市への避難訓練を計画ということで調整を進めておりますが、先ほど議員のほうからもあったとおり、放射能については同心円で広がるというわけではございません。それで風向等を限定をして訓練はできないのかと、そういう意見も提出をしております。しかしながら県主導の訓練というところで、訓練については基本的に避難経路の確認とか、そういうところが主なところになってくると考えております。

あと、あわせまして見直しの件ですが、昨年度PAZ・UPZ市町村の避難計画は全てそろっております。現在、国・県におきましては、退域検査ポイントについて固定をしないで状況に応じて設定をするという方向で、従来の30キロの部分、30キロの付近から退域検査ポイントを設定する場所、40キロ付近まで広げて設置をするという方向で今調整、調整といえますか、候補地選定の調査をしているところでございます。そういうところが定まりましたら今後見直しは必要になってくるかと思っておりますので、そういう方向で見直しをしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今ありました退域検査ポイントなんですけれども、重要な場所なんですけれども、確かに固定することはできないと。範囲も広げると。それから状況によって予定をしていた道路が使えないとか可能性もありますので、その辺は流動的に考えていかなきゃいけないということだと思いますけれども、今現在こういうふう考えてますという広報はどのように行うつもりでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 広報ということでよろしいですか。はい。

広報につきましては、基本的には例えばG、ゼネラルエマージェンシーとかなった場合には規制庁からJーアラートを通じて、そのほか電話等で直接こちらのほうに連絡が入ってまいります。その広報については、一番最適などころにつきましては同報系防災行政無線、これが最適であると考えております。あと、そのほか避難施設等につきましても保健福祉課と調整をいたしまして、今後広報、どのように広報したら確実に伝わるのかというところと、あと避難施設及び学校等につきましては、避難準備情報が出た段階で確実に広報しなければな

らないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これからお話をしていく点で大事なことですけれども、国のほうではUPZ、いわゆる30キロ圏内のある、圏内にいる人あるいは施設では避難計画をつくって訓練をなさいと。UPZ外、30キロ以外は特につくなくてもいいというようなことのようにですけれども、先ほども言いましたように状況によっては町内全部避難の必要という可能性もありますけれども、その可能性について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 可能性を広げていくと多分いろいろ広がっていくというふうに思います。ただ、ご承知だと思いますが、退城検査ポイントの設置と運営につきましては、これ基本的に宮城県がやるということですし、それから避難所や避難所の受付ステーションの運営等については、これは登米市がやるということになってございます。

それと、もう一つは石巻市の避難計画なんですけど、これは旧北上町の皆さん方は南三陸町でいわゆる退城検査ポイントを設けたいという意向です。これ意向です。そういう意向があるということですので、訓練を通しながらさまざまな検証が必要になってくるんだろうなというふうに認識はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） あと、私先ほど教育長さんもおっしゃいましたけれども、圏外、いわゆるUPZ圏外にあってもそれなりの準備あるいは心構えというのは必要なんじゃないかと思えます。それで、やはりそれにも町として備えておく必要があると思えます。それで今現在、ちょっと話し変わりますけれども、今現在学校のほうで原子力防災についての教育というのは、どのように行われているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、学校のいわゆる学習指導要領の中で小学校、中学校の中で教科等で原子力についての記載、内容がどうなってるのかと私調べてみました。そうしますと、小学校、中学校それぞれ教科等で扱っているところもあります。その内容は原子力エネルギーに関する利用の内容がほとんどであります。原子力防災に関する内容については、一部中学校で扱っているところがございます。

それで、現在、各学校、南三陸町における小学校、中学校における各学校での原子力防災についての教育なんでございますけれども、各学校で教育計画というのをつくっております。

その中に安全教育指導計画というのがございますので、そこには原子力防災に関する知識・理解については、計画としては載せております。ただ、運用の段階でまだまだこれからだなというようなところがございます。ただ、学校の全ての教育活動において原子力防災に関する知識、それから理解等含めて子供たちに指導していく必要があるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 学校で教えることについては、先生方の理解も含めて非常に難しいところはあります。原子力発電の安全性が強調されてるということですがけれども、やはりその危険性というのをきちんと教えていく必要があると私は思います。それでお聞きしましたら小学校、中学校、高校では副読本を用いて放射能についての知識を教えているということでしたので、この内容が私たち大人が見ても非常にわかりやすく非常によいと思います。ただ、これが子供たちにどこまで理解できるかというのは難しいところもありますけれども、やはりいうものをきちんと教えていく必要があると思います。

実はその中に、これは文科省でつくったものですので、今ここでどうこう言えるものじゃないんですけれども、セシウムの話もありますけれども、最初の1週間で問題になるヨウ素、それから長期に問題になりますプルトニウムとか、そのほかに放射性物質についての記述がほとんどありませんので、その点も含めて教えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員お話しなされた小学校と中学校、高校、今回は小学校、中学校ということに限定しますけれども、副読本については私も手元にありますし、持っております。内容も把握しております。今お話のあった放射性ヨウ素ですか、このことについては触れられておりません。ただ、小学校、中学校の子供たちにこの辺の内容を、いかにして指導するのか、また教えるべきなのか、それから指導者はどうなのかについては、今後やっぱり検討を要するのかなと。この辺については、私も詳しくまだ調べておりませんので、今後の検討の課題かなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 現場の先生たちにとっても非常に頭の痛い問題だとは思いますが。それとあわせて、先ほどから言ってますけれども、有事、事故の際の避難あるいは退避、それについて学校の先生方にお伺いしたんですけれども、やはり具体、もしそうなったらどうするのかということで非常に頭を悩ましてるという状況だということです。校長先生はそれなりに

覚悟をもって生徒第一に考えてやっていくんだというようなお話はしてましたけれども、現場の先生方、校長先生方にそういう苦勞をさせないような支援というのが町でも必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった訓練を通してなれて、なれてというか、いろいろやっていかなきゃいけないと思うんですが、残念ながら例えばもしいざ有事の際に先生方が何の戸惑いもなく活動できるかということについては、なかなか保証できるものでもないというふうに思いますので、当然のごとく町として学校の皆さん方と、先生方含めて連携を深めてやっていく必要があるんだろうというふうに思います。

いずれにしても、主体となるのはやっぱり町、行政が主体となって動かなきゃいけないという、そういう覚悟は我々としてはしてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） もう一つ含めて、私、UPZ外も含めて今考えておりますけれども、事故の場合の避難手段についての手当てというのを考える必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。車などの移動手段ですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 避難計画の中でもそこがいろいろ問題です。ご案内のとおり、石巻それから女川については、やっぱり特に石巻は相当の住民がいるわけでございますので、そういった方々を避難をさせるということになります。当町ももちろんそうですが、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、旧北上町におきましては避難場所が気仙沼市です。したがって、うちの町で交錯をするということが非常に考えられるわけでございますので、その辺の交通車両を、どう整理するのか含め、それからまずその前段として車をどう手当てするのかということを含めていろんなトラック協会とかいろんなところで協定を結んでございますが、その中でどのように運用するかと。実際に運用をどうするかということのほうが多分大事な問題だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 原子力災害の際の避難の手段でございますが、大変悩ましい問題ではあります。現在県におきまして、県については県のバス協会と調整をいたしております。避難の原則といたしまして第一義的に自分の自家用車で避難をするというところがまず一番でございます。それができない者については、県・国及び町で確保した、済みません。

施設等については施設等の車を原則活用する。その次にそれでもできない場合については、県・国・町で確保した車を使用して避難をするという計画になっております。町につきましても、その状況になってみないとわからないところがございますので、その場合は自衛隊の災害派遣とかそういうところもあるのかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 現実なってみた場合、非常に難しい問題だと思いますので、あらかじめ、特にやっぱり県・国の調整が、地域にあってはやはり県の調整が必要だと言われてますので、県も含めて調整を考えておく必要があると思います。

次は病院施設に関係した話なんですけれども、今現在病院や施設に入院されていて、一人では動けない、あるいは移動できない、避難できない方というのはどのぐらいいらっしゃるかわかりますか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 一人で動けない方、うちの病院に関しましては療養病棟50床ございますけれども、療養ベッドの方ほとんどが一人では動けないというふうなことで、基本的には50人という、そういう人数になります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ほかの老人ホームとか老健施設に関してはわかりますか。おおよその人数でいいです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 特養、それからグループ等含めまして約300名ほどというふうにとらえております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これも全体として避難が必要な場合なんですけれども、その人たちが避難する手段というのも施設に考えなさいというのは非常に酷な話だと思いますので、それはやはり町・県で調整する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 広域避難計画においては、基本的には遅くても避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させて避難指示の発出時には自宅から避難することということになっておりますが、要は引き渡しをするということになります。ですから、そういった訓練をやっぱり常時、平時にやっておかなきゃいけないというふうに思っております。当然

そこについては、そういった施設で積極的にといたしますか、自分たちでつくって、そして訓練をするというのはなかなか大変だろうと思いますので、ここは町が指導しながら、あるいは支援をしながらということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 施設においては、帰宅というようなことになってるようですが、現実非常に難しいかなと思います。そこをできない、あるいは家族と連絡がつかないことも想定されますので、そういう想定も含めた準備が必要かと思います。

あと少しです。避難計画や訓練あるいは実際の避難は非常に難しいというようなことがわかったんですけども、最後に以前にもお聞きしましたけれども、現在東北電力と結ばれております安全協定について、立地自治体と宮城県にしか再稼働などの重要な変更についての同意権あるいは裏返せば拒否権がありません。UPZ範囲に入る各自治体には住民団体から安全協定の見直しの要請が行われているようですが、UPZに入る自治体同士の話し合いは今日のように行われてるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今UPZ圏内の2市3町ございますが、現時点として、ここ1年余り会議が開催をされてないということがございまして、今回新しく市長さんに当選いたしました東松島の渥美市長さん含めて早期に会議を開いていただいて、その辺の情報共有をしたほうがいいのではないかとこのうふうなお話をいただきましたので、可能、今回の2市3町のいわゆる幹事長といたしますか、お世話役が登米市の市長さんが担っていただいておりますので、そちらのほうに私のほうからお話をさせていただいて、早目にこの会議を開きましょうということで届けさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 町長のほうから会議の説明がございましたが、これも町長のほうから特命を受けておまして登米市と調整を進めております。登米市につきましては、きょうの昼休みに連絡が来たんですが、20日、この会議が、議会が終わったときですが、その20日に作業部会を開きまして今後UPZの首長会議の日程を決定をするという方向で協議を進められております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと20日に作業部会ということで、日程はそこで相談ということ、わかりました。こちらのほうから積極的に提案されてるということはいいことだと思

いますので、ぜひ開いていただいて、住民が求めています女川原発の本当に安全なのかどうかというのを、やっぱり市長さんとしても考えていただきたいと思います。

最後だね、ご存じのように事故の影響というのは立地自治体を越えてUPZ、さらにそれを越えて広範囲に及ぶことが予想されております。仮に避難はできたとしてもその後の影響は甚大なものになります。福島県の現状を見てもそれはわかると思います。町は安心安全なまちづくりを言っております。町民が安心して住めるようにするためにも大きな不安を残している原子力発電所は、私はないほうが良いと思います。町長は、これまで国のエネルギー政策の問題とって判断を示していませんが、今はどのようなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来からこの問題につきましては、小野寺議員から再三再四にわたってご質問いただいて、原子力発電の問題につきましては、従来私答弁してるとおりでございますので、その点について変わるつもりはございませんが、ただ避難所、避難とか今お話しありますが、それ以前に東北電力さんに求めているのは安全ということを求めていますので、そこをしっかりと電力さんには受けとめていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） やっぱり東北電力、つくるほうとしても安全なものをつくりたい、事故は起こしたくない、それは同じだと思うんですけども、現実問題として起こる可能性はあります。せめて今ある安全協定を見直しして再稼働についての近隣自治体の拒否権を入れることが今必要ではないかと思っておりますので、もう一度町長のお考えをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように、安全協定のほかに県が間に入って覚書も交わしてございますので、我々の意見が全く通らないというわけではございませんので、我々の意見は意見としてしっかりと宮城県を通して、あるいは東北電力さんに直接我々の思いが届くというシステムになっておりますので、これからもそういったなんかいろいろさまざまなことがあれば、我々のほうからも東北電力あるいは宮城県のほうにお話を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で、小野寺久幸君の一般質問を終わります。

通告6番村岡賢一君。質問件名、防災集団移転地の整備について。以上、1件について一問一答方式による村岡賢一君の登壇、発言を許します。5番村岡賢一君。

〔5番 村岡賢一君 登壇〕

○5番（村岡賢一君） 5番村岡賢一は、議長のお許しをいただきましたので壇上より質問をさせていただきます。

防災集団移転地の環境整備でございます。1つ、日照を遮る立木、それから枯れ木、危険と思われる枯れ木や立木の伐採についてお伺いするものでございます。

これまで町ご当局の並々ならない努力によって高台移転も最終局面を迎えようとしております。その中でみな新しい高台に移転をして安心して暮らせる、そういう環境ができてまいりました。その中でまたさらに起きて、いろんな要望等が出ておりますので、その辺を町長にお聞きする質問でございます。

以上、登壇からの発言とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、村岡賢一議員のご質問、防災集団移転地の整備についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目のご質問ですが、支障木、枯れ木の伐採についてであります。防災集団移転促進住民団地における支障木の伐採につきましては、住民からの相談の都度対応しております。これまで平成26年度に1カ所、平成27年度及び平成28年度にはそれぞれ2カ所で支障木の伐採を行っております。

日照の確保については、防集団地造成当時に宅地ごとの日照計算シミュレーションを行い、日照確保に必要な距離を求めて支障木を伐採してるところであります。その後の経年により樹木が成長して、それにより日照時間が変化する可能性があるということも承知をいたしてございます。そのため、今議会において戸倉団地の南側について冬季の路面凍結状況から支障木の伐採が必要と判断したことから、これに要する予算を補正計上しているところであります。

また、枯れ木の伐採につきましては、現地踏査等により緊急性を考慮しながら対応したいと考えており、防集団地等の支障木に伐採については、今後も状況を確認の上対応していきたいというふうに考えております。

次に2点目のご質問、防集団地の案内看板の設置状況についてお答えをさせていただきます。防集団地につきましては、議員ご承知のとおり20地区・28団地を整備したところでありますが、防集団地の案内看板につきましては、地域住民が主体的に案内看板を設置するなど3つの団地において設置がされております。これらを踏まえ、現在は防集団地への案内看板設置の必要性、設置の方法等について、これを今現在検討を指示をしているところでござい

ます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ただいま町長から説明がございました。これは全般に言えることでございますけれども、町内全般ではございますけれども、特に今回は戸倉地区を中心に質問させていただきたいと思っております。

その中で、まず私たちがいろいろ視察を、調査した限りのことでございますけれども、例えば中央団地であったり清水の団地であったり、団地に入っていく道路の近くに杉の木が1本、2本と並ぶような格好で残っているというか、そういう風景が見られるんですけれども、その残された杉の木というのは、これは最初から伐採の計画になかったのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

団地全般でございますが、防集団地につきましては、造成エリアを決定をいたしまして、その土地の用地買収、そして立木の補償ということで進めるんですけれども、用地境界から原則3メートルの範囲につきましては、町でその木を所有者から切らせていただきたいということで代金をお支払いして町で切るということで進めさせていただいた経緯がございます。基本的に3メートルということでございます。

ただ、私、4月からこの任についておりますが、3月まで市街地整備課ということで高台等々やらせていただいておりますが、確かに、いやおまえ3メートルっていうけども、もうちょっと離れたところ、これ危ないじゃないかと、切れないのかということのご要望等々もいただいております。現実そういう対応もさせていただいております。

その際の現実的な対応なんですけれども、所有者、その当該地を、現地を確認をいたしまして危険かどうか、当然判断させていただくわけでございます。その上で、これはやはり団地を整備するに当たって切ることが妥当であろうという杉の木等につきましては、所有者の方々にお話をさせていただきまして切らせていただきたいということで現実的にご了解いただいて工事の中で切らせていただいたという経緯もございます。

ただ、大変申しわけございません。清水団地とか例えば私歌津ですけれども、伊里前のほうの団地とか確かに南側に杉の木があるというところも承知をいたしております。ほぼほぼ民地でございます。民地、町有地であれば管財課と直ちに協議をさせていただくんですけれども、民地につきましては所有者の方々とお話し合いをした上でということになるかと思

ますので、この場でどここの部分についてどうのこうのということはご答弁申し上げることはできないということでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 杉の木というのは、いぐねといってほかのほうでよく防風林につくってる杉の木等は小さいころからそういうふうに風雨にさらされて育ってきていますので、それなりに丈夫に育ってるわけでございます。ただ、今度高台移転の場合は杉の林を切り開いて高台をつくっておりますので、モヤシっていったら失礼ですけども、大勢で育った杉の木は1本、2本になってしまうと非常に弱くなっております。根もケヤキとか雑木のように強くありませんので、私たちが1000年に一度の大災害という物すごい被害を受けてるわけです。そして私たちもこれまでいろいろ災害を経験してきましたけれども、毎年あるわけではございません。例えば10年に一遍、20年に一遍、30年に一遍と大きな台風や災害が襲ってくるわけでございます。そういうときにそういうひ弱な杉の木が1本2本立っているということは非常に危険でございます。そして先ほど道路から何メートルっていうお話がございましたが、立っている杉の高さは40メートルも50メートルもあるわけでございます。それが倒れてくるということ、やはり想定してあげないといけませんし、そこに特に電線等があれば、それがかかって停電になるというさまざまな危険をはらんだ杉でございますので、私は地主さんがいてなかなか難しいといっても、やはりお話をして理解をいただくということは、これはできると思います。どうなんでしょうか、そのあたりは。

○議長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 具体的話し申せば、例えば志津川の西団地、のり面が40メートルぐらいあるのかな、その上に杉の木が議員おっしゃるとおりモヤシのような形で残っていると、その下には当然電線あるいは区画道路が走ってるという限りにおいて、おっしゃるとおり私もそう思いました。これ台風じゃなくても危ない可能性があるよねということで担当のほうに指示をしまして具体的に地権者の方々とご協議をさせていただこうということで可能な限りの対応をさせていただいたという経緯はございます。

敷地境界から3メートルと、一定の考え方のもとに事業を進めるということの原則でございます。その原則を超える部分につきましては、今前段私が申したとおり、危険度とか緊急性とか全体的な安心安全のために高台に居を求めたにもかかわらず不安であるという部分は払拭をしなければいけないという総合的な観点から、当然考えるべき内容であろうと思っております。

今後におきましても、今、議員おっしゃる部分につきましては、当課に現在18名の職員がおります。高台が完成したといえども、まだ周辺の環境のチェックとかも当然今年度させていただこうということでの配置と考えておりますので、そういった部分につきましては、意を用いてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） そのようにお願いしたいと思いますし、やはり後からまた話が出てくるかと思えますけれども、やはり環境整備でございますので、やはり今桜とかいろんな植栽とかもありますので、ツツジとか、やはりこれは住民が主となってやるものだとは思いますが、そのあたりのフォローもしてあげるべきだと思います。ひとつその危険木、枯れ木については、後々禍根を残さないような方向で対策をお願いしたいと思います。

それから、戸倉団地のことでちょっと質問させていただきますが、先ほど町長から南側の松の部分がちょっと日照に、非常に日当たりが悪いということで計画、予算があるということで大変よかったなと思っておりますが、果たしてどの程度、どの範囲まで伐採がされるのか、もう少し詳しい中身をお教えいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 今回補正予算を計上してる中身になりますが、ご質問ですので、この機会にお答えをさせていただきたいと思います。

今回伐採を予定してる、今回補正計上して伐採をしたいという場所につきましては、戸倉防集団地の南側、実際には公営住宅から少し戸倉の神割崎のほうに行ったほうの、のり面の上にある松林のところになります。予定としましては、1,600平米の面積にある松を伐採するという予定になっております。

実際その上で日照の確保がどれぐらいできるのかという部分につきましては、日照の計算、支障があるという範囲につきましては、冬至の日におきまして午前8時から夕方の4時までの、この間に4時間以上の日照が当たることを確保するためということになります。現在この条件を満たしてないところが3画地ほどあります。この画地にこの条件が当てはまるようにということで今回伐採をするというような内容であります。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 今はいいんですけれども、やはり冬場になりますと日当たりが非常に悪くて道路が凍ったり、近くのその下に住んでいる方々は大変うちばりという、そういう感じで日が当たらないって、町長もご存じのとおり戸倉地区は昔から地形的に日照権が非常に悪

い地域柄でございまして、今度新しく高い団地にみんな住むようになりまして、今度は日当たりがよくなるのかなというふうな感じで移ってはきたんですけれども、ある一部、みんなではございませんけれども、ある一部がそういう日の当たらない場所があるということで、やはり隅々まで日が当たらないと、当たってる人が何か申しわけないような気持ちで住まなきゃいけない部分もございまして、やはり私たちは本城さんという方に場所を提供して支援していただいたという、そういう流れるないろんなものもありますし、やはりみんながひとしく喜んで暮らせる団地であってほしいなということを住民の人たちからも話されております。

そういう面でそういう日照権、日の当たるようにということで今対応してもらっておりますが、その中で道路から国道がありますけれども、道路から下の部分の立木については、どのようなお考えをもっておりますか。（「もう一回」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 団地が国道挟んで下のほうに団地が、中学校のところから団地が上がっております、398を挟んで上のほうに今度切られる松林があるわけですが、その下の人たちからも日当たりが悪い、何とかしてくれという話が盛んに起こってるわけなんです。その辺の要望はなかったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 今回戸倉の地域におきまして要望があったところを中心にといいところでありまして、残念ながら希望満たすぐらいの林を全部切れるかと申しますとそういったわけにもいきませんし、あるいは実際今回予定してる松林につきましては、灌漑用保安林とか、そういった保安林が隣接しておったりする場所もありまして、伐採できない場所、そういったものもございまして、そういった条件、あるいは先ほど申しました冬至の日におきまして一定の日照の確保されてる場につきましては、それ以上の公費を投入して伐採までできるかというところはちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 南側については、今理解をしましたがけれども、確かに保安林ということで、あの一帯は工事するときも保安林の解除で大変苦労されたようですけれども、今回もその保安林を解除しての恐らく伐採になろうかと思っておりますけれども、そのほかにぐるっと団地の周りを見回しますと下のほうのやはり目の前に、前の山の伐採ということではございませんので、やはり目の前にある近くの目を遮る杉の木であったりなどを整理してもら

ということではできないんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 1つ風致であるとか、あるいは防潮であるとか、そういったところに配慮しての伐採というのはこれまでも行ってございまして、ある一定程度の日照とか、そういった生活に支障が生じるといったものに対しまして対応させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 住民たちから、住民の人たちから強い要望がありますので、一度やっぱり現場を見ていただいて、そういうものが果たして可能なかどうかということも含めて今後検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 先ほど来は日照に関する樹木の伐採というところでありましたが、そういった点の住民の要望につきましては、どういった現状になってるかというところは現地で見させていただいて判断をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ひとつ今ここでいろいろお話してもなかなか進まないところがありますので、後でじっくりと対応をお願いしたいと思いますけれども、またもう一つはこれは学校周辺なんですけれども、やはり実は今度団地の前と保育所の前の方がきれいに伐採されて整理されました。近くの団地の方々や保育所の先生方や皆さんに大変喜ばれております。本当に何もお願いしなかったのにきれいに整頓していただいたのは本当に感謝申し上げたいと思いますし、今度はきれいに整地、伐採されたところにいずれこれは植栽なども考えていかなければいけないのかなと思っておりますので、そのあたりの働きかけをすれば地域の人たちがこぞって協力はできるのかなと私は思いますけれども、ひとつそういう方向性が可能なかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 各防集団地につきまして緑地等、そういった管理についても地域住民の方々をお願いしたいということで造成の際の住民説明の際にもご説明をしているところであります。現在におきましては、そういった管理の一環としまして低木等を植えたいという要望がございます。それにつきましては、あくまで地域住民が管理するというところで、しかも先ほど言うております支障木とならないような樹木であるというところの限定させて

いただいた中で、それは町としては許可をするという形にしております。ただし、一定程度町のほうにご説明をいただいて、その上でということをお願いしてるところであります。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ひとつそういう方向性でお願いしたいと思います。

それから、学校周辺も整備はされておりますけれども、ひとつ気がかりなのは教育現場の松枯れですね、学校の近くに松枯れの木があたりにはびこってるというか、小学校には畑も、学校の畑もあるんですけれども、近くに枯れた松の木が立っているというのは環境、教育上よくないんじゃないかと。私は子供たちに教える場所としては、せめて見える範囲で、近くでいいですから、そういう松の枯れた枝は取り払ってもらったほうが子供たちのためにはいいんじゃないかと思ひますし、やはりあとは学校ですから、やっぱり海がせっかく見える学校ということでうたっておりますので、やはり桜の木などは残してもいいと思うんですけれども、支障になるような木は間伐するなり間引きするなりをしていろいろと景観を確保してあげることが教育環境の整備も本当によくならないかと思ひますが、いかがなものでしょうか。そのあたりは。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは学校周辺のことということで松枯れのほうはちょっと学校ではちょっと手が出ませんので、しかるべきところをお願いしてということになるかと思ひます。学校から、特に学校の北側といったらいいんでしょうか、湾の見えるほうですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、雑木だと思ひますけれども、ちょっと景観が思わしくないというところはございまして、昨年来検討しておったところなんですけれども、実は先月、先々月でしょうか、すごく強い風が吹いたときがございました。そのときにあの雑木のおかげで若干風当たりが和らいだというのがございまして、あとは今、ついこの間まで、今もあるんですが、ガスがよく上がってまいります。その関係であそこが若干水滴がとまるといいますか、そういう効果もあるというところで、今ちょっと立ちどまって、もう一度考え直してる最中です。学校とあと父兄の方々とも相談しまして、それでもやはり切ったほうがいいかなという場合には、そういった対応を今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 戸倉小学校付近の松枯れですが、児童生徒に危険性があるならばという仮定の中では確認させていただきたいなというふうに思ひます。

ただ、学校周りに松枯れがあるから教育上よろしくないというお話もございましたが、松枯れの状況が町内一円的に蔓延してる中で、それが教育上という部分とはちょっと違うような気がします。生徒の安全上という観点で確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） いい方向にとっていただければいいかと思えます。そういうことでひとつ今後問題が見えたら対処するようにお願いしたいと思えます。

それから戸倉団地でなく、例えば波伝谷団地であったり坂本団地であったり、波伝谷団地は日当たりもよくて支障されるものはないんですけれども、民地の中にやっぱりさっきも言ったように杉の木ではないんですけれども、やはり日照を遮る木が生えてるところがありまして、ただ民地でございます。お互いなかなか切らせてくださいといってもなかなかいろいろな人間関係があったりしてできない部分がありますけれども、町では手の施しようがないんでしょうかね。いろいろそういうこと、団地をつくる段階で初期の段階で家が建つということがわかっていたので、最初からそういうものを切るという計画に入れられなかったのかどうかということ、今後そういう支障木が伐採することが可能なのかどうかということの民地の場合のことをお聞きしたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 支障木と、じゃまになる方は支障木という言い方をしますが、所有者にしてみれば自分の財産ということになりますので、この辺の線引きというのは非常に難しいところがございます。

実は私も直接お話を受けたのは、いわゆる土地を提供して団地をつくって、隣の山も自分の所有地ということで地域の団地内の方々から、おたくの所有の木なんだから切ってくれということで近隣同士でなかなか、まあトラブルっていいですか、なかなか腹割って話できないような雰囲気があって非常に困惑してるというお話もいただいてございますので、せっかく土地を寄附していただいて宅地が造成できたのに、後々そういう問題が引きずってるということについては、正直申し上げて好ましくないという思いは持ってございますので、いろいろ町としてもその辺は相談に応じたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） そういういろいろ難しい問題も私も承知はしております。しかしながら、やはりそういう問題を抱えてるご家庭もあるわけでございますので、今後いろいろな局面があるかと思えますけれども、そういう局面もあるということを理解していただきたいと思

ます。できるものなら中に入って仲立ちをしていただいで対処していただきたいなというふうには思うわけでございます。

それから、次に2問目に、2問目ではございませんけれども関連がございます。関連でございせんけれども、次の案内看板の設置状況ということで先ほど説明受けましたけれども、私の書き方もちょっと悪かったのかもしれないけれども、看板は看板なんですけれども、新しい団地にその場所を記す看板がまだできてない団地もございしますので、全体見れば、できた団地からつくられていくと思うんですけれども、今団地、看板でなくていろいろ、さっき言われた看板じゃなく地区を示す、例えば戸倉団地であったり松崎団地であったり坂本団地であったり津の宮団地であったりという、そういう団地の入り口の看板というのはどういうふうになってますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 27団地のうちの3団地に看板が設置されてるんですが、それは基本的には町で設置ではなくて、2つは地域住民の方々がおつくりになって、もう一つはCMJVのほうがつくったと。いや、つくったってって、あれ看板とはなかなか言えないような看板かなと思うんですが、いずれそういう状況です。

実は高台移転をしまして私も随分入り口迷います。とりわけ夜行くとわからないんですよ。そういう関係もありましたんで、企画課のほうに看板の設置を指示をしたんです。これは復興交付金使えるのかなと思って指示をしたんですが、企画課のほうでいろいろ復興庁とやり合いをしたら、これは認められないということです。要するに、その団地の方々は自分の住むところはわかってる、だから看板要らないでしょうというような趣旨です。知らない人が、例えばご親戚の方々とかがどっからか訪問して、初めて来てそこに行くときに看板なくて通り過ぎてしまうっていうケースがあるっていてもなかなか復興庁で首縦に振らないんです。その問題もあるんですが、ただいづれわかりづらいということについては、私もずっと思っていましたんで、そこは企画課中心になって、その辺の検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 皆さんからどこに入ったらいいのかわからないと、確かにまさに今新しい町なので特に地元以外の人に来てなかなか見つけられない、右往左往してるのが現実です。これまで多くの人たちが私たちの町を訪れてボランティア活動してくれました。町長さんが震災時の対応が大変評価されまして世界から、全世界から、全国から支援いただきました

たし、もうとんでもない応援団が私たちの町を訪れまして、その方たちがやはり新しい町ができて来たときに、どこに行ったらいいんだろうって迷うようではうまくないと思うんですよ。

そしてもう一つ、やはり私は町長がいつも言ってる「小さくてもきらりと光る」って、そういうキャッチフレーズに合ったような、何かそういう団地の入り口に掲げるということは私は非常に観光産業なんかの発展のためにも南三陸、さすが南三陸だっていわれる、そういう看板が欲しいなと実は思ってるんですよ。

なので、例えば震災後にコミュニティ連絡協議会のほうでつくったハート形の「I♥南三陸」ってハート型のロゴありましたけれども、私はああいう思い切った「I♥南三陸」って、みんながこの町を愛してるんだよと、住んでる人も訪れる人も。そういうものに地区の名前など入れるとかして、やはり皆さんが遠くから来た人たちをそういうもので歓迎するというか、そういうやはり南三陸町らしい取り組みも今後必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に震災後、うちの町に15万人近い方々が災害ボランティアセンターを通して活動していただきまして、そういった方々がまた新しい住宅ができて当時の皆さんともう一度お会いしたいということで何回もおいでになってる方々がいらっしゃるのは承知をさせていただきますので、そういった方々がおいでになったときにここまでなりましたという、ウェルカムボードとまではいきませんが、そういうちょっとデザインの凝ったような、そういうものをつくれるかどうかを含めて検討させていただきたいというふうに思います。これは企画課のほうに指示はしておきます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） ひとつ本当に南三陸町らしい、誰が見てもすごいなって思われるようなやっぱり企画を、課長さん、お願いします。

それから、最後になりますけれども、ただいま町長さんから答弁いただきました。あの大地震から6年が過ぎ、あの戦場のような中で町長がいち早く高台移転をうたい、安全な住宅用地確保のため防災集団移転事業の中でこれまで大きな造成工事を推し進めてこられました。結果、住宅が次々と建築され、現在最終段階に入ってきているものではないかと思われま。先ほどの答弁からも素晴らしい先進地的まちづくりができたものと私も思っておりますが、当初急造でのまちづくり、高台移転がされてきた中で新たな住居を構えたとき、住民からさ

まざまな要望等検討、対応しなければならない事案が起こっているのが現実ではないかと思っております。町長が推し進めてきた安心して暮らせる防集団地の住環境は素晴らしいものと評価しますが、まだ完結を見たわけではございませんし、住んでみて初めて見えてくる問題もあるわけでございます。町長は、そのような事案の中にいる住民に対して安心して暮らせる環境が確保されるまで寄り添っていく責任があると思っておりますが、町長のお考えをお聞きして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 防集団地の入り口の看板設置について町長のほうから、もう少し詳しく説明をしろというところでもございまして、藤浜防集団地ができたときに12月でしたかね、寒いときに区長さんと、いつか看板を立てましょうというお話をしておりました。区長さんは他の集落に先駆けてうちの防集ができたという多少の遠慮もあったんだと思います。そのうちに考えましょうというところで、おかげさまで28団地ができて、完成した暁に統一感のある看板を立てようということで考えてはおりましたが、復興庁にそういった旨を相談しましたところ、先ほど町長が申しあげましたように団地を使う人は団地の人だけだから改めて案内看板は要らないでしょうと、久しぶりに味気ない言葉をいただきまして、いや30兆円を超す復興所得税を削減をしてやっているわけですから、何も団地の人たちだけがそこに来るわけではなくて正しく迷いなく来れるように環境整備をするのは当たり前なんだろうということで思っておりました。いずれ交付金がどうしても使えないということであれば、あとは団地の方々とご相談をしながら統一感のある看板を単費を使ってでもやろうということになります。ただ、その後の草刈り等のちょっとした管理につきましては、また地域の方々にお世話になりながらやっていきたいと、こう考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後の質問の答えになるかどうかわかりませんが、東日本大震災でうちの町で残念ながら832名の方々が犠牲、行方不明ということになりました。それを受けまして町として決定させていただいたのは津波で二度と命を失わない町をつくるということが復興計画の基本中の基本でありました。そういった中で高台移転を我々は選択をしました。確かに時間はかかったかもしれませんが、しかしながら皆さん方安全な場所にお住まいをいただくという町ができたというふうに思っております。

とりわけ昨年の11月22日の津波警報が発令された際に避難指示は出しましたが、しかし基本的には皆さんそれぞれ自宅に退避してれば逃げる必要はないという、そういう町をつくり上

げることができたというのは、私はある意味油断してはいけないというふうに思いますが、しかしながら安全安心な町を手に入れることができたというふうに思っております。

そういった意味におきまして、その家庭で、あるいはこれからのまちづくりの中でまだまださまざまな課題等出てくるということは、これは当然だと思います。しかしながら、そういった課題にある意味正面から向き合って、これからもその解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、村岡賢一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時37分 延会